



2026 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

更生計画案の開示について

当社の管財人（以下「管財人」といいます。）は、2026年9月9日付で公表しました「会社更生手続における更生計画案の提出のお知らせ」、2026年9月10日付で公表しました「（開示事項の経過）会社更生手続における更生計画案の閲覧等制限に係る裁判所決定のお知らせ」、2026年9月15日付で公表しました「更生計画案付議決定に関するお知らせ」及び2026年9月30日付で公表しました「（開示事項の経過）会社更生手続における更生計画案の閲覧等制限に係る裁判所決定のお知らせ」に記載のとおり、東京地方裁判所により2026年5月8日に開始された当社の更生手続（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号。以下「本更生手続」といいます。）において、会社更生法第184条第1項の規定に基づき、2026年9月9日付で、東京地方裁判所に対し、更生計画案（その後の変更を含み、以下「本更生計画案」といいます。）を提出し、同月15日付で、会社更生法第189条第1項に基づき、同裁判所より本更生計画案を決議に付する旨の決定がされ、また、法令遵守の観点から、管財人の申立てに基づき、同裁判所より、本更生計画案の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる者を2026年10月5日まで管財人に限るとの決定がされておりました。

本日、当社は、本更生計画案に定める種類株式、普通株式及び新株予約権に係る有価証券届出書を提出したことから、別添のとおり、本更生計画案を開示いたします。

なお、本更生計画案に基づく更生計画（以下「本更生計画」といいます。）は、会社更生法第196条第5項に基づき本更生計画案が可決され、同法第199条第1項又は同法第200条第1項に基づき裁判所により認可の決定がなされた時に効力を生じるものですが、本更生計画案に係る書面投票の投票期間は、2026年10月29日から2026年11月16日までと決定されておりますので、本日時点では、本更生計画案に対する投票は行われておらず、また、本更生

計画案の可決、本更生計画の認可決定及び同決定の確定についてはいずれも発生しておりません。

以上のとおり、本更生計画案につきましては、現時点においては、更生計画としての効力が生じているものではなく、また、本更生計画案の内容のとおり効果が生ずるか否かは、前述した諸手続の結果によって定まるものですが、株主をはじめとする利害関係人の皆様及び一般投資家の皆様に対する適切な情報開示を進める観点から、管財人が東京地方裁判所に対して提出した内容をそのまま開示するものです。

以上

更 生 計 画 案

東 京 地 方 裁 判 所

令和8年（ミ）第4号

更生会社 株式会社トーシンホールディングス

管財人 栗田口 太 郎

管財人 石 田 雅 文

第1章 更生計画立案までの経緯	1
第1節 更生手続開始に至った経緯	1
第1 更生会社の沿革	1
第2 更生会社及び更生会社グループの事業の内容	2
第3 更生手続開始の申立てに至った経緯	3
第2節 更生手続開始決定後の経過	8
第1 管財人団の編成	8
第2 更生手続開始後に管財人がとった主な措置	9
第3節 スポンサー選定手続の経緯等	11
第1 フィナンシャル・アドバイザーの選定	11
第2 スポンサー選定過程と結果	11
第4節 経営の状況	12
第1 資産・負債の状況	12
第2 損益の状況	12
第3 従業員の状況	12
第2章 更生計画の基本方針及び骨子	13
第1節 更生計画の基本方針	13
第1 更生会社の再建における上場維持の重要性	13
第2 経営改革	14
第3 更生債権等の弁済方針	16
第2節 更生計画の骨子	17
第1 更生担保権の弁済	17
第2 優先的更生債権の弁済	18
第3 一般更生債権の弁済	18
第4 株主の権利の変更	18
第5 選択的デット・エクイティ・スワップ	19
第3章 更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法	21
第1節 更生担保権	21
第1 不動産に係る更生担保権の権利の変更及び弁済方法	21
第2 預金に係る更生担保権の権利の変更及び弁済方法	36
第3 選択的デット・エクイティ・スワップ	37
第2節 優先的更生債権	37
第3節 一般更生債権	38
第1 一般更生債権の権利の変更及び弁済方法	38

第2	保証債務履行請求権である一般更生債権の場合の特則	42
第3	子会社の事前求償権についての取扱い	42
第4節	子会社を主債務者とする更生債権等が弁済を受けた場合の取扱い	43
第1	子会社を主債務者とする更生担保権が弁済を受けた場合の取扱い	43
第2	子会社を主債務者とする一般更生債権（保証債務履行請求権）が弁済を受けた場合の取扱い	43
第5節	弁済に関するその他の事項	43
第1	弁済の場所等	43
第2	放棄又は取下げの取り扱い	44
第3	更生債権等の承継等について	44
第4	免除の効力発生日	44
第5	端数の処理	44
第6	充当の順序	44
第4章	弁済資金の調達方法	45
第1	弁済資金の調達	45
第2	予想超過収益金の使途（繰上弁済）	45
第5章	共益債権の弁済	46
第1	支払共益債権	46
第2	未払共益債権	46
第3	共益債権の弁済方法	46
第6章	少額更生債権等の弁済	47
第7章	未確定更生債権等の措置	48
第1節	未確定更生債権等	48
第1	未確定更生担保権	48
第2	未確定一般更生債権	48
第2節	未確定更生債権等の措置	48
第1	未確定更生担保権	48
第2	未確定一般更生債権	49
第8章	担保権等の措置	50
第1節	存続する担保権	50
第1	不動産を目的とする担保権	50
第2	定期預金を目的とする担保権	50
第3	担保変換後の預金質権に係る担保権	51

第2節 存続しない担保権	51
第3節 登記等の費用	51
第9章 更生会社の措置	52
第1節 株主の権利の変更等	52
第1 株式の消却等	52
第2 資本金及び資本準備金の額の減少	52
第3 剰余金の配当・自己株式の取得	54
第4 株主に対する清算価値の保障	54
第5 株式の併合	55
第6 株式の分割	56
第2節 更生債権者等に対する新株及び新株予約権の発行	56
第1 更生債権者に対する新株の発行	56
第2 更生債権者等に対する新株予約権の発行	57
第3節 払込みによる新株及び新株予約権の発行	61
第1 払込みによる新株（普通株式）の発行	61
第2 追加的な払込みによる新株（普通株式）の発行	62
第3 払込みによる新株（B種種類株式）の発行	62
第4 払込みによる新株予約権の発行	63
第4節 役員の選任等	67
第1 役員の選任	67
第2 代表取締役の選定	67
第3 取締役及び監査役の任期	68
第4 役員の変更、補充又は増員	68
第5 任期満了に伴う役員選任等	68
第6 役員の報酬	68
第7 取締役等の権限の回復	69
第5節 定款の変更	69
第6節 事業譲渡等	70
第10章 その他の事項	71

第1章 更生計画立案までの経緯

第1節 更生手続開始に至った経緯

第1 更生会社の沿革

更生会社は、昭和63年4月に有限会社石田興業の建築資材取扱部門が独立する形で東新産業株式会社として設立され（平成12年4月に株式会社トーシンに商号変更後、平成30年8月に株式会社トーシンホールディングスに商号変更）、平成2年に移動体通信機器販売事業を開始して以降、携帯電話販売店舗の運営を拡大して成長を続け、平成12年10月、株式会社大阪証券取引所ナスダックジャパン市場に株式を上場させた。

その後、更生会社は、不動産賃貸事業及び不動産販売事業に進出し、名古屋市内に高級賃貸マンションブランドである「さくらH i l l s シリーズ」を展開し、また複数の事業用賃貸ビルを開発・保有して事業を拡大してきた。

さらに、更生会社は、平成17年には子会社であるトーシンリゾート株式会社（以下「TSR」という。）の前身となるT O K Y O N o r t h H i l l s カントリークラブ株式会社（平成18年1月に「トーシンリゾート株式会社」に商号変更）を設立し、ゴルフ場の運営管理を主とするリゾート事業も行うようになり、事業領域を拡大していった。

その後、平成28年9月にトーシンコーポレーション株式会社（以下「TSC」という。）を設立して更生会社が展開してきた不動産事業を一部移管するとともに、平成30年2月に株式会社トーシンモバイル（以下「TSM」といい、TSR及びTSCと総称して「子会社」という。）を設立して更生会社が展開してきた移動体通信関連事業を移管し、同年5月、会社分割を用いて持株会社体制へ移行した。

以後、更生会社は、TSMが展開する移動体通信関連事業、TSCが展開する不動産事業、TSR及び株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部（以下、「ISG」といい、子会社と総称して「子会社等」といい、更生会社と子会社等を総称して「更生会社グループ」という。）が展開するリゾート事業の統括・管理を行いつつ、自身も、不動産事業、ゴルフレッスン施設「ゴルフリークス」の運営、飲料水の販売等を展開してきた。

現在、更生会社の発行株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）のスタンダード市場に上場している。

第2 更生会社及び更生会社グループの事業の内容

1 総論

更生会社グループは、平成30年に会社分割により更生会社をホールディング・カンパニーとする現在の持株会社体制に移行し、現在、更生会社は、子会社等の営む事業を統括するほか、自らも不動産賃貸事業を展開している。また、更生会社は、その他事業として、ゴルフ用品の販売及びゴルフレッスン施設「ゴルフリークス」（名古屋市中区）の運営を行っていたが、同施設は令和8年7月末日をもって閉業した。

2 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業は、更生会社グループの祖業であり、現在、更生会社の連結子会社であるTSMにおいて、これを営んでいる。TSMは、各キャリア（各通信事業者）から仕入れた移動体通信機器等を、直営店又は代理店形態で運営する携帯電話販売店舗施設で新規・既存顧客に対して直接販売する事業を中心に、各キャリアが提供する携帯電話サービス契約への加入取次をはじめとする各種サービス変更手続の業務委託、販売代理店への移動体通信機器の卸売及び携帯電話サービス契約への加入取次、各種サービス変更手続の業務委託、法人・事務所向け営業及びサービス等を展開している。本更生計画案作成日時点における店舗数は、ソフトバンクショップ27店舗（直営店と代理店の合計）、auショップ23店舗（前同）である。

TSMにおける移動体通信関連事業は、更生会社グループの事業の中心となっている。

3 不動産事業

更生会社及び更生会社の連結子会社であるTSCにおいて、高級賃貸マンション「さくらHillsシリーズ」等や事業用ビルを所有する不動産賃貸業、及び、不動産販売事業を展開している。各社が所有する不動産及び本更生計画案作成日時点における売却予定の有無（ただし、今後の変更があり得る。）は以下のとおりである（※印の不動産は、更生債権等の弁済のために必要が生じた場合に売却する。）。

所有者	物件名	所在地	売却予定
更生会社	さくらHills Rokuban Platinum Residence	名古屋市熱田区	無
	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	名古屋市中区	無
	TOSHIN SAKAE ビル	名古屋市中区	無

	TOSHIN HONMACHIビル	名古屋市中区	有（※）
	さくら Hills NAGOYA WEST	名古屋市中川区	有
	TOSHIN. SAKURAビル	名古屋市中区	有
	さくらHills YAGOTO	名古屋市昭和区	有
	NAGOYA the TOWER （1室）	名古屋市中村区	有
	ザファインタワー久屋大通 （1室）	名古屋市中区	有
	ForestOne八事清水ヶ丘 （1室）	名古屋市瑞穂区	有
	栄3丁目貸店舗	名古屋市中区	有
	料亭蔦茂跡地	名古屋市中区	有
	南山駐車場	名古屋市昭和区	有
	りんくう駐車場	愛知県常滑市	有
TSC	さくらHills ARAKO	名古屋市中川区	有

4 リゾート事業

更生会社の連結子会社であるTSR及び連結孫会社であるISGにおいて、ゴルフ場の運営管理事業、運営受託を対象とするゴルフ場の新規開拓事業、及びゴルフ練習場の運営管理事業を展開している。各社の運営する施設は以下のとおりである。

会社名	施設名	所在地
TSR	TOSHIN Golf Club Central Course	岐阜県加茂郡
	TOSHIN さくらHills Golf Club	岐阜県関市
	TOSHIN Princeville Golf Course	三重県津市
	リバーデールゴルフクラブ（ゴルフ練習場）	愛知県春日井市
ISG	伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	愛知県田原市

第3 更生手続開始の申立てに至った経緯

1 会計不祥事と特別注意銘柄への指定に至る経緯と対応

（1）2度にわたり発覚した会計不祥事と前代表取締役の辞任

ア 第一事案

令和6年10月6日、更生会社の会計監査人であった監査法人東海会計社（令和6年10月6日当時すでに会計監査人を辞任済み）のホームページ宛に、TSMの移動体通信関連事業に関し、1年以上前から1億円以上のキャッシュバック（注：携帯電話販売店舗において契約の誘引のために契約者に約束したキャッシュバックのこと）の未払金があり、決算担当取締役（既に退任済み）がこれを知りながら意図的に隠ぺいしたこと等を

指摘する趣旨のメールが送信された。これを契機に、更生会社において各種調査を行ったところ、T S Mの店舗において、更生会社が想定していた以上のキャッシュバックの約束が行われていた可能性があること、当該キャッシュバックの一部が契約者に対して未払いとなっていること、これらの内容が決算上適切に反映されていない可能性があることを認識するに至った。これを受けて、更生会社は、第三者委員会を設置し、発覚した会計不祥事に係る事実関係、類似する事象の有無、会計不祥事が発生した要因等の調査を行った。

当該第三者委員会による調査報告書は、令和7年2月13日に更生会社に提出された。同報告書においては、当時更生会社の代表取締役会長兼社長であった石田信文（以下「信文」という。）が利益追求を推し進め、強く指導した結果として、役員・従業員らにおける信文に対する従属的な気質、日常的なプレッシャーが生じ、これらが、上記会計不祥事の各場面において、個人あるいは組織としての適切な意思決定や行動選択に誤りや躊躇を生じさせたという点で、上記会計不祥事の要因となったものと考えられる旨が報告されている。

更生会社においては、令和5年7月開催の定時株主総会以降、信文が単独で代表取締役を務めていたが、上記調査報告書の指摘を受けて、代表取締役同士が互いに牽制し合う体制とするため、令和7年7月開催の定時株主総会において、石田雅文も代表取締役に就任し、代表取締役2名体制となった。併せて石田雅文は、更生会社グループの各社の代表取締役にも就任した。

イ 第二事案

令和7年4月30日、更生会社の仮会計監査人（当時）であった有限責任中部総合監査法人（令和7年6月30日付で仮会計監査人を辞任）からの指摘により、T S Mの財務報告に関し、令和5年4月期から令和6年4月期にかけて、主に移動体通信関連事業における二次代理店向けの代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大に計上されており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している事実が判明した。これを受けて、更生会社は、第三者委員会を新たに設置し、発覚した会計不祥事に係る事実関係、類似する事象の有無、会計不祥事が発生した要因等の調査を行った。

当該第三者委員会による調査報告書は、令和7年8月29日に更生会社に提出された。同報告書においては、上記会計不祥事や多数の類似事案

に信文が直接関与したものではないとしても、このような事案を発生させた根源的な原因は、更生会社グループの経営トップである信文において、上場企業のトップとして要求される高度な倫理観、備えるべき誠実性を欠いた姿勢・言動にあることを指摘せざるを得ないものとされており、このような信文の姿勢・言動が、ガバナンスの機能不全等の根幹にあるものと考えられる旨が報告されている。

上記調査報告書の指摘等を受けて、同年10月25日、信文は更生会社の代表取締役及び取締役、並びに、更生会社グループ各社の代表取締役及び取締役を辞任した。これにより、更生会社及び更生会社グループ各社の代表取締役は石田雅文のみとなった。

(2) 会計不祥事の発覚後の状況

ア 会計監査人の状況

短期間のうちに二度にわたり発覚したこれらの会計不祥事（以下「本件会計不祥事」という。）により、更生会社の会計監査人である監査法人アリア（令和7年7月2日付で仮会計監査人に就任後、同年7月29日付で会計監査人に就任）は、令和7年10月31日付けで、同年4月期有価証券報告書及び令和2年4月期から令和7年4月期第3四半期までの過年度有価証券報告書、過年度半期報告書、過年度四半期報告書及び過年度四半期決算短信の連結財務諸表及び財務諸表等について監査意見を表明しない旨の監査報告書を提出した。

その後、監査法人アリアは、監査意見の提出に向けて、信文が退任した後の石田雅文を代表取締役とする体制下において、監査を進めてきたが、下記2（1）記載の臨時株主総会の招集許可申立てがなされた後の令和8年3月10日、仮に、今後、当該招集許可申立てに係る臨時株主総会が開催され、代表取締役である石田雅文の取締役の解任、及び、元会長である信文の影響下にある人物の取締役への選任が決議され、その後の取締役会で当該人物が代表取締役に選定された場合、現在進めている監査の前提が崩れることから、監査契約の継続が困難となり、直ちに会計監査人を退任する旨の意向を示していた。

イ 金融機関

更生会社グループは、本件会計不祥事により、取引金融機関との間の借入契約のコバナンツに抵触し、令和7年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥った。その後も、バンクミーティングによる協議を継続してきたが（いわゆる純粹私的整理）、本更生手続開始

申立日時点において、子会社の借入債務を含めた１４金融機関からの借入金総額１４６億５１６４万９０００円（子会社の借入債務の連帯保証・物上保証を含む。）のうち大部分について、期限の利益の付与を得られていない状態であり、既に弁済期が到来し、かつ経過した状態（いわゆる期流れの状態）に陥った。

（３）東証による特別注意銘柄の指定

東証は、日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）の審査結果に基づき、更生会社の状況について、元代表取締役会長である信文の倫理観・誠実性の欠如などからガバナンスが機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われ、また、投資者が適切な投資判断を行うに当たっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断し、令和７年１１月２２日付けで、更生会社の株式を特別注意銘柄に指定した。

これにより、更生会社については、特別注意銘柄の指定解除に向けて、自主規制法人による内部管理体制等の審査が行われることとなり、その審査にあたり、更生会社は、特別注意銘柄指定から６か月以内に、改善計画・状況報告書（以下「改善計画書」という。）を開示しなければならないこととなった。なお、これが開示できない場合には、内部管理体制等が適切に整備され、運用される見込みがなくなったとして上場廃止となるおそれがあることから、東証から監理銘柄への指定がなされるおそれがあった。

そこで、更生会社の代表取締役石田雅文（当時）を中心とする経営陣は、令和７年１２月２３日に改善計画の策定方針を定めるとともに、改善計画書のドラフトを策定するなどして、自主規制法人とやり取りを続けてきた。

２ 臨時株主総会の招集許可決定と上場廃止の回避及び更生手続開始の申立てについて

（１）臨時株主総会の招集許可決定

上記１のような状況下において、更生会社の元代表取締役である信文の資産管理会社である株式会社ジェット（以下「ジェット」という。）から、令和７年１２月３０日及び令和８年１月１６日、会社法２９７条１項に基づき、石田雅文の取締役解任と新たな取締役の選任を目的事項とす

る臨時株主総会の招集請求がなされた。続いて、同年1月23日、ジェットは、名古屋地方裁判所に対し、株主による臨時株主総会の招集許可申立てを行い、同年3月31日、同庁より、同年5月12日までの日を会日とする臨時株主総会の招集許可決定（その後、ジェットの申立てにより、同決定は同月28日までの日を会日とする旨変更された。）がなされた。

（２）上場廃止の可能性

仮に、上記（１）記載の名古屋地方裁判所による臨時株主総会の招集許可決定に基づいて臨時株主総会が開催され、石田雅文の解任と、ジェットの指名する取締役の選任が可決された場合には、更生会社の取締役会においてはジェットの影響力が及ぶ取締役が過半数を占めることとなるため代表取締役の交代が必至となるが、そうなった場合、石田雅文を代表取締役とする経営体制下で進められてきた抜本的な経営改革が中断される可能性が高く、同年5月の開示が要求されている改善計画書の作成も不可能となることが想定された。また、上記１（２）ア記載のとおり、信文の影響下にある取締役が更生会社の代表取締役に選定された場合には、監査法人アリアが会計監査人を退任する意向を示しているところ、これが現実化すれば、更生会社において、期限までに会計監査人の意見が表明された有価証券報告書を提出することは著しく困難となる。

以上に示したように、改善計画の開示を行うことができず、また、会計監査人の意見が表明された有価証券報告書を期限内に提出することができない事態が現実化した場合には、特別注意銘柄の指定の解除を受けることは絶望的となり、上場が廃止される蓋然性が極めて高いものと想定された。

（３）更生手続開始の申立て

更生会社グループは、本件会計不祥事により、取引金融機関との間の借入契約のコベナントに抵触し、令和7年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥った。その後も、バンクミーティングによる協議を継続してきたが（いわゆる純粹私的整理）、本更生手続開始申立日時点において、子会社の借入債務を含めた14金融機関からの借入金総額146億5164万9000円（子会社の借入債務の連帯保証・物上保証を含む。）のうち大部分について、期限の利益の付与を得られていない状態であり、既に弁済期が到来し、かつ経過した状態（いわゆる期流れの状態）に陥った。そして、本更生手続開始申立日時点における更生会社グループの手元資金やその他の流動資産によっては、上記の弁済期

が到来している債務全額を直ちに弁済することができなかった。そのため、更生会社においては、本更生手続開始申立日時点において、少なくとも、「支払不能」の状態となるおそれ、すなわち「破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれ」（会社更生法１７条１項１号、破産法１５条１項・２条１１項）が認められた。

また、上記（２）記載の事態が現実化するに至れば、適時に適切な会計監査がなされない以上、更生会社が金融機関から今後の支援を引き出せる可能性は事実上消滅するものと想定され、ひいては、金融機関によって債権者の立場において担保権の実行や更生手続開始の申立てなどの最終手段が講じられる可能性が高まるものと想定された。

本件会計不祥事を経ても、更生会社に所属する従業員は、現経営体制下で会社を再建していこうと前向きに励んでいる者が大多数を占めるが、以上のような状況に立ち至った場合には、それら従業員もいよいよ散逸することとなり、事業価値がさらに毀損することとなりかねない。こうした展開は、取引債権者にも多大な損害を与えかねないほか、上記（２）で述べた上場廃止により、多数の一般株主にも財産上の損害を与えかねないものであった。

更生会社は、このような最悪の事態に発展することを回避し、現経営体制下で進められている経営改革路線を継続し、金融機関の継続的な支援を受けることにより経営を安定させ、更生会社をとりまく多数のステークホルダーの利益に資するべく、円滑な事業継続を図る必要があった。

以上の経緯に照らし、更生会社は、更生手続開始の申立てをすることが、「窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図る」という会社更生法第１条所定の目的に適うものと判断し、本更生手続開始の申立てに至った。

第２節 更生手続開始決定後の経過

第１ 管財人団の編成

- 1 更生会社は、令和８年５月８日午後４時、東京地方裁判所より、更生手続開始決定を受け、同時に、更生会社の管財人として、令和８年５月８日時点で更生会社の代表取締役であった石田雅文及び本更生手続開始の申立てにおいて申立代理人を務めた弁護士栗田口太郎が選任された。なお、石田雅文は事業家管財人、栗田口太郎は法律家管財人であるが、これは主な役割又は

出自を示すものにとどまり、両管財人について会社更生法上の職務分掌の定めはなされておらず、更生会社の事業経営権及び財産管理処分権の全体が両管財人に帰属している。

- 2 管財人は、就任後、裁判所の許可を得て、法律家アドバイザーとして弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所と、会計アドバイザーとして株式会社コンサルティング・モールと、それぞれ委任契約を締結し、法律上・会計上の補助を受けている。

第2 更生手続開始後に管財人がとった主な措置

1 適時開示及び臨時報告書の提出

管財人は、令和8年5月8日、更生会社が更生手続開始の申立てを行ったこと等について適時開示を行うとともに、更生会社が更生手続開始の申立てを行ったことに関する臨時報告書の提出を行った。

2 DIPファイナンス契約の締結

管財人は、令和8年5月8日、裁判所の許可を受けて、株式会社三井住友銀行スペシャライズドファイナンス部との間で、貸越限度額を7億円とする当座貸越契約を締結し、資金支援の体制を構築した。

3 関係者への協力依頼等

管財人は、更生手続開始決定を受けたことから、金融機関、取引先等への協力依頼を適宜行っており、マスコミ対応についても、積極的な情報開示を行った。

4 商取引債務・リース債務の弁済

管財人は、会社更生手続の円滑化を企図し、更生手続開始決定日より前の原因に基づき発生した商取引債務等について、裁判所より、会社更生法47条5項後段による許可を取得した上で、当該許可に基づき、商取引債務等について、総額金6395万7081円（令和8年7月31日現在）の支払を実施した（別表11（弁済した更生債権等一覧表））。

また、管財人は、裁判所の許可を受けた上で、更生会社が事業活動を行うために必要不可欠な物件に係るリース契約等を締結している全てのリース会社との間で、当該物件に係るリース債権等を共益債権とする内容の和解契約を令和8年6月23日までに締結し、約定弁済を継続している（別表12（共益債権支払実績及び未払残高表））。

5 資産の売却

(1) タワー・ザ・ファースト名古屋伏見

更生会社が、愛知県名古屋市中区に所有していた、区分所有マンション「タワー・ザ・ファースト名古屋伏見」の1室については、更生手続開始決定前から売却を検討していたところ、更生手続開始決定後、買受希望者が現れたことから、管財人は、裁判所の許可を取得した上で、令和8年6月30日、当該買受人との間で、上記不動産を1億7250万円で売却する旨の売買契約を締結し、同年7月23日、当該物件を買受人に引き渡し、約定の売買代金を受領した。

(2) プラウドタワー栄

更生会社が、愛知県名古屋市中区に所有していた、区分所有マンション「プラウドタワー栄」の1室については、更生手続開始決定前から売却を検討していたところ、更生手続開始決定後、買受希望者が現れたことから、裁判所の許可を取得した上で、令和8年8月22日、当該買受人との間で、上記不動産を1億5000万円で売却する旨の売買契約を締結した。管財人は、当該売買契約に基づき、同年9月17日に当該物件を買受人に引き渡すことを予定している。

6 債権調査及び財産評定

管財人は、会計アドバイザーである株式会社コンサルティング・モール所属の泉範行公認会計士・税理士及び吉田圭太公認会計士の協力を得ながら、更生会社における全財産の財産評定を行うとともに、債権の認否を行い、更生計画案策定の基礎となるべき更生会社の資産負債を明らかにした。

7 特別注意銘柄解除プロジェクトチームの発足

本章・第1節・第3・1(3)記載のとおり、更生会社の上場株式は、東証により、令和7年11月22日付けで特別注意銘柄に指定されているところ、特別注意銘柄に指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、特別注意銘柄への指定から1年後に内部管理体制確認書を提出し、内部管理体制等が適切に整備され、運用されているか否かの審査を受けることとなり、その結果、内部管理体制等が適切に整備されていないと判断される場合には、上場廃止となる。

そこで、更生会社は、上記事由による上場廃止をできるかぎり阻止すべく、管財人、更生会社の役職員、管財人の法律家アドバイザー及び会計アドバイザー並びに従前より更生会社の会計支援・内部統制支援を担当してきた公

認会計士チーム等から構成される特別注意銘柄解除プロジェクトチームを発足し、当該チームが主導して、内部管理体制の改善を引き続き進めるとともに、内部管理体制確認書の作成を開始した。さらに、管財人は、特別注意銘柄の指定を受けた上場企業に対する助言実績を有する株式会社KPMG Forensic & Risk Advisoryとの間で、内部管理体制等の整備・運用に関するアドバイス業務を内容とする業務委託契約を締結した上、同社を特別注意銘柄解除プロジェクトチームに参画させることにより、東証の審査に適う内部管理体制の構築を目指している。

第3節 スポンサー選定手続の経緯等

管財人は、更生会社の再建には、第三者割当増資の方法により信用力・資金力のあるスポンサーによる支援を得ることが望ましいことから、以下のとおり、スポンサー選定手続を行った。

しかし、以下に述べるとおり、結論として、管財人が定めた期限までに、第三者割当増資の方法による実現可能な提案はスポンサー候補者から示されなかったことから、本更生計画案においては、自主再建を軸とする弁済計画を示すこととし、更生計画の履行段階において、改めて、スポンサーによる支援の可能性を探求することとした。

第1 フィナンシャル・アドバイザーの選定

更生会社に対しては、更生手続開始決定を受けた当初から、複数のスポンサー候補による支援の申入れがなされており、また、更生会社は、上場維持のため、特別注意銘柄の指定の解除を行うことが急務であったため、管財人としては、迅速・効率的にスポンサー選定手続を進める必要性があった。そこで、複数の候補者の中から、実績及び適性の観点から適任であり、提示された報酬額に合理性が認められたLBP FAS株式会社（以下「本F A」という。）を、令和8年6月26日付けの裁判所の許可を得て、フィナンシャル・アドバイザーに選定した。

第2 スポンサー選定過程と結果

管財人は、本F Aの協力を得ながら、合計28社に対して更生会社への支援を打診し、このうち12社から秘密保持誓約書の差入れを受けた。さらに、当該12社のうち6社からはクリーンチーム機密保持誓約書の差入れも受けたため、これら6社（以下「スポンサー候補」という。）に対して、資料を開示し、各スポンサー候補において実施されたデュー・デリジェンスに対応した。

その結果、管財人が定めた期限までに、スポンサー候補各社からは、更生会社グループの各事業（モバイル事業、リゾート事業、不動産事業）を個別に譲り受ける等の意向が示されたが、更生会社グループ全体の再建が可能となると考えられる、実現可能な第三者割当増資の方法による提案を示すスポンサー候補者は現れなかった。

第4節 経営の状況

第1 資産・負債の状況

- 1 更生会社の更生手続開始決定日現在における資産・負債の状況は、別表1－1（貸借対照表（帳簿価額）令和8年5月8日現在）記載のとおりであり、会社更生法に基づく財産評定及び債権調査により修正された貸借対照表は、別表1－2（貸借対照表（財産評定後）令和8年5月8日現在）記載のとおりである。
- 2 更生会社の更生手続開始決定日現在の清算貸借対照表は、別表1－3（貸借対照表（清算価値）令和8年5月8日現在）記載のとおりである。

第2 損益の状況

更生会社の更生手続開始決定日の翌日から令和8年7月31日現在における更生会社の損益の状況は、別表2（損益計算書（令和8年5月9日～令和8年7月31日））記載のとおりである。

第3 従業員の状況

令和8年7月31日現在の更生会社における従業員数は、以下のとおりである。

正社員	27名
契約社員・アルバイト	9名
合計	36名

第2章 更生計画の基本方針及び骨子

第1節 更生計画の基本方針

第1 更生会社の再建における上場維持の重要性

東証スタンダード上場企業である更生会社が上場を維持することは、更生会社のみならず、更生会社グループ全体の事業の維持・向上に必要不可欠である。

更生会社は、上場企業として資本市場のみならず企業金融及び商取引上の信用を維持しているものであり、更生会社が事業の更生を図るためには、上場廃止を極力回避し、上場企業としての信用を維持する必要がある。仮に上場が廃止されれば、更生会社、ひいては更生会社グループに対する信用の低下を招き、事業価値は著しく毀損する。その結果、株主、金融債権者、商取引債権者、従業員（労働債権者）、公租公課債権者等の利害関係人に多大な影響を及ぼし、東海地区をはじめとした社会的な影響も大きい。とりわけ、一般株主にとっては、甚大な影響を生ずる。

すなわち、更生会社の上場が廃止された場合、更生会社の発行済普通株式（上場株式）の経済的価値は大幅に下落・失墜し、一般株主の経済的利益は、著しく毀損される。したがって、更生会社が上場を維持することは、一般株主の経済的価値の維持にとって、重要な役割を果たすものであり、株主共同の利益に資するものである。

更生会社の上場株式は、前述した二度にわたる会計不祥事の後、令和7年11月22日に東証により特別注意銘柄に指定されているところ、これは、「上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において意見不表明等が記載され、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため（有価証券上場規程第503条第1項第2号b及びc）」及び「適時開示の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため（有価証券上場規程第503条第1項第3号）」の2点の理由によるものである。

とりわけ、東証により、「本件は、元代表取締役会長の倫理観・誠実性の欠如などにより、同社は全社的なガバナンスの機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、また、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、

同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。」と指摘されている。

更生会社の上場維持にとっては、創業者株主（元代表取締役会長）らの影響力を適切に抑制することが内部管理体制の改善にとって必要不可欠な状況にある。

本更生計画案は、更生会社において上場維持を図るため、創業者株主らの影響力を適切に抑制して経営の独立性・透明性を確保し、特別注意銘柄の指定の解除に向けたガバナンスの強化を行うことを基本方針とする。こうした観点から、本更生計画案においては、上場維持を図るために、更生手続中のみならず更生手続が終結した後においても経営の独立性・透明性ができるだけ確保されるよう、さまざまな手段を講じている。

加えて、本更生計画案は、更生会社グループの事業価値を維持しつつ、コスト構造を見直した上で、事業収益による弁済に加え、事業収益に貢献する度合いの低い不動産の売却によって本更生計画案に基づく弁済を進める方針である。すなわち、更生担保権者及び更生債権者（以下、総称して「更生債権者等」といい、更生担保権と更生債権を総称して「更生債権等」という。）並びに子会社の私的整理手続の対象となる金融債権者（以下「子会社対象債権者」といい、子会社対象債権者が子会社に対して有する債権を「子会社対象債権」という。）に対する弁済資金を確保し、本更生計画及び子会社の私的整理手続における弁済計画（以下「子会社弁済計画」という。）に基づく分割弁済により、更生債権等及び子会社対象債権を完済することで、自主再建を目指す。

また、本更生計画案においては、デット・エクイティ・スワップにより、更生債権等（負債）が株式（資本）に振り替わる仕組みを設けることにより、更生会社の財務体質が改善されるとともに、負債の実質的な弁済が促進され、更生会社の企業価値が維持・向上することを目標としている。

あわせて、更生債権等及び子会社対象債権の早期の完済、更なるガバナンスの強化による事業運営の安定等を企図し、引き続き、更生会社グループ全体を支援する意向のあるスポンサーの探索を継続する方針である。

第2 経営改革

更生計画を確実に遂行できる会社として存続を図るため、以下のとおり関係会社を含めた経営を改革する。

1 ガバナンス体制

（1）更生手続開始決定から更生計画認可決定までのガバナンス体制

東京地方裁判所から選任された下記両名の管財人の管理の下、事業を

従前どおり継続している。

事業家管財人（石田 雅文）

法律家管財人（弁護士 栗田口 太郎）

（２）更生計画認可決定後のガバナンス体制

管財人は、第９章・第４節記載のとおり、取締役、監査役及び会計監査人を新たに選任するとともに、代表取締役を新たに選定する。そして、更生手続中は、管財人が役員選任権を保持しつつ、取締役会及び監査役会の実効性及び内部管理体制の確保に努める。

２ 経営改革の方針

（１）更生会社及び子会社等

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行う。また、収益・キャッシュフローへの貢献度が低い物件を中心とした不動産売却等により、成熟市場においても着実に収益を確保できる体制を目指す。

（２）移動体関連事業（ＴＳＭ）

移動体関連事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図る。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、携帯電話販売店舗全店の販売力を強化する。

販売管理費においては大きな割合を占める販促費の見直しや、人員強化のために就業条件の見直しを図る。

（３）不動産事業（更生会社及びＴＳＣ）

収益やキャッシュフローへの貢献度が低い物件を中心に不動産を適正価格で売却し、売却収入を原資とした早期弁済による更生計画及び子会社弁済計画に基づく弁済を行い、利払いを軽減して更生会社グループ全体の資金繰りの改善を図る。

入居者対応におけるサービス品質の向上のため、業務管理体制の見直しを図り、顧客満足を高め、入居率向上に向けたサービス展開を行う。

また、更生会社の所有物件のうち特に重要な物件であるさくら Hills NISHIKI Platinum Residenceにて行っていたゴルフリークス事業（ゴルフレッスン・ショップ事業）撤退後の区画を貸し出す等積極的に事業展開を図り、収益の拡大を目指す。

(4) リゾート事業（TSR及びISG）

各ゴルフ場における立地条件や特色を活かし、季節に左右されない集客を目指す。更には閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図る。

不採算であったゴルフリークスの閉鎖に伴い、雇用していた従業員はTSRへ転籍し、同社におけるショップ事業への配置転換を行う等積極的に他事業への転換を図り、適材適所の人員配置による収益増を図る。

第3 更生債権等の弁済方針

1 事業収益による弁済

更生会社は、原則として、更生計画認可決定後も継続する事業の収益により更生債権等の弁済を行うことを基本方針とし、その原資は、将来の事業損益計画（別表3（事業損益計画表）参照）に基づく予想事業収益と資産状況を踏まえ、毎年事業年度の末日における更生会社グループの現預金残高のうち、更生会社グループの翌期支払の法人税相当額及び更生会社グループに留保すべき資金7億円を超過する部分に対し、毎年事業年度の末日における更生会社及び子会社を主債務者とする債権残高の合計額に占める、更生会社を主債務者とする債権残高の割合を乗じて得た金額（以下「本分割弁済収益金」という。）とした。なお、将来の収益予想は不確定要素が多く、移動体関連事業及びリゾート事業ともに、その市場環境は縮小傾向にあると見込まれることなどを考慮し、弁済計画の前提となる事業損益計画は保守的に立案している（別表3（事業損益計画表）参照）。

2 不動産売却による弁済

更生会社は、上記1の事業収益による弁済に加えて、所有不動産（主として収益性の低い物件）の売却を進めることにより、更生債権等の弁済を進める。

3 非選択的デット・エクイティ・スワップ（更生債権の利息及び損害金を対象とするデット・エクイティ・スワップ）

更生会社は、更生債権のうち更生手続開始前に発生した利息及び損害金、並びに更生手続開始決定時から更生計画認可決定時までに発生した利息及び損害金（以下「本DES対象債権」という。）につき、第3章・第3節・第1・2（2）エの規定に基づきデット・エクイティ・スワップを行い、これを消滅させる。本DES対象債権の更生債権者は、消滅した本DES対象

債権相当額について、第9章・第2節・第1の規定に基づき、A種種類株式（第9章・第2節・第1に定義する。以下に同じ。）に係る払込みを行ったものとみなし、更生会社からA種種類株式の発行を受ける。

4 選択的デット・エクイティ・スワップ

更生会社は、第3章・第1節・第3及び第3章・第3節・第1・2（2）オの定めるところにより、希望する更生債権者等に対して本新株予約権（第9章・第2節・第2に定義する。以下に同じ。）を発行するとともに、更生債権者等による本新株予約権の行使を促し、更生会社の普通株式の発行と引き換えに更生債権等を更生会社に対して現物出資させ、これにより更生債権等の消滅を進める。

第2節 更生計画の骨子

第1 更生担保権の弁済

1 不動産に係る更生担保権

（1）事業収益弁済

確定更生担保権全額について、原則として、本分割弁済収益金を弁済原資として、分割弁済する。

（2）更生担保権の目的物となっている不動産が売却された場合の特則

管財人が、裁判所の許可を受けて更生担保権の目的物となっている不動産を売却した場合は、「担保弁済額」（第3章・第1節・第1・3（2）に規定する金額をいう。以下に同じ。）をもって、確定更生担保権を繰り上げて弁済する。

2 預金に係る更生担保権

確定更生担保権全額を更生計画認可決定日から1か月以内に一括弁済する。

3 選択的デット・エクイティ・スワップ

更生担保権者は、自らに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。この場合、普通株式の発行と引き換えに更生担保権者が指定する更生担保権が更生会社に対して現物出資され、かかる更生担保権は消滅する。

第2 優先的更生債権の弁済

優先的更生債権は存在しない。

第3 一般更生債権の弁済

1 事業収益弁済

確定一般更生債権（ただし、本D E S対象債権を除く。）については、原則として、本分割弁済収益金を弁済原資として、分割弁済する。

2 非選択的デット・エクイティ・スワップ（更生債権の利息及び損害金を対象とするデット・エクイティ・スワップ）

更生会社は、本D E S対象債権につき、第3章・第3節・第1・2（2）エの定めるところにより、デット・エクイティ・スワップを行い、A種種類株式の発行と引き換えに、これを全額消滅させる。

3 選択的デット・エクイティ・スワップ

更生債権者は、第3章・第3節・第1・2（2）オの定めるところにより、自らに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。この場合、普通株式の発行と引き換えに更生債権者が指定する更生債権が更生会社に対して現物出資され、かかる更生債権は消滅する。

第4 株主の権利の変更

更生会社の発行済株式について、その全部を消却しない。ただし、第9章・第2節・第1の規定に基づいて新株が発行された場合、第9章・第2節・第2の規定に基づいて発行された本新株予約権が行使された場合及びスポンサー等に対する第三者割当増資が行われる場合（第9章・第3節の規定に基づき新株又は新株予約権の発行が行われる場合を含む。）、これにより、更生会社の発行済株式について、東証の上場廃止基準に反しない範囲（希薄化率300%以内の範囲）で、既存発行株式の価値が希薄化されることになる。

また、第9章・第1節・第4の規定に基づき、会社更生法194条1項に基づき定められた「基準日」時点で更生会社の株主名簿に記載されており、かつ、当該株主名簿に記載されている株式数の全部又は一部を、令和12年10月末日時点において継続して保有している株主（会社更生法194条1項に基づき定められた「基準日」時点で更生会社の株主名簿に記載されていた株主から、当該株主名簿に記載されている株式全てを包括承継した株主を含む。）に対して、その保有する株式について、更生会社が更生手続開始決定日時点で清算した場合の残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額の支払を

保障する。

第5 選択的デット・エクイティ・スワップ

更生債権者等（ただし、更生会社に対して債権を有しない更生担保権者は除く。以下、本節・第5に同じ。）は、以下に定める方法により、更生会社から本新株予約権の割当てを受け、これを行使し、更生債権等を現物出資する代わりに更生会社の普通株式を取得することができる。

1 本新株予約権の希望に関する通知

各更生債権者等は、その保有する更生債権等（ただし、本D E S対象債権を除く。以下、本節・第5に同じ。）の合計額を金100万円で除して得られる最大整数を上限として、更生計画認可決定確定日から3か月が経過する日までに、本新株予約権の付与を希望する旨、及び希望する本新株予約権の数を管財人に書面で通知することができる（以下、当該通知を「本新株予約権希望通知」という。）。ただし、本新株予約権希望通知には、本新株予約権の払込みの対象とする更生債権等（第9章・第2節・第2に定める本新株予約権の払込金額に、希望する本新株予約権の数を乗じた金額に相当するもの）を特定して記載することを要する。

2 更生債権者等に割り当てられる本新株予約権の数

更生債権者等が希望する本新株予約権の数の合計が700個を超えない場合には、各更生債権者等に割り当てられる本新株予約権の数（以下「本新株予約権割当数」という。）は、当該更生債権者等が本新株予約権希望通知に記載した数とする。

更生債権者等が希望する本新株予約権の数の合計が700個を超える場合には、各更生債権者等の本新株予約権割当数は、700個を当該各更生債権者等の更生債権等の金額で按分した数とする（なお、更生債権等の金額で按分した数が本新株予約権希望通知に記載した数を上回ることとなった更生債権者等が存在する場合、その上回る個数について、当該更生債権者等を除く更生債権者等の間で、繰り返し同様の方法により按分等を行うものとする。）。）。。

3 再度の本新株予約権希望通知の通知期限の設定

更生債権者等が希望する本新株予約権の数の合計が700個を下回る場合、管財人は、裁判所の許可を得て、本新株予約権希望通知の再度の通知の期限を定めることができ、かかる通知期限が定められた場合には、更生債権

者等は、上記 1 の方法に準じて、既に提出した本新株予約権希望通知と重複しない範囲で管財人に本新株予約権希望通知を提出することができる。この場合、管財人は、既にされた本新株予約権希望通知に記載された数との合計で 700 個を超えない範囲で、上記 2 の方法により、追加の本新株予約権割当数を定める。なお、本項は、更生債権者等が希望する本新株予約権の数の合計が 700 個を下回る限り、繰り返し適用されるものとする。

4 本新株予約権の払込み

更生会社は、更生債権者等が本新株予約権希望通知において本新株予約権の払込みの対象として指定した更生債権等を、デット・エクイティ・スワップにより、本新株予約権の払込みに充てたものとみなして消滅させ、本新株予約権を発行する。かかる払込みを行った更生債権者等は、本新株予約権を取得する。

5 本新株予約権の行使

更生債権者等は、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権 1 個につき、額面 100 万円の更生債権等（ただし、本 D E S 対象債権及びすでに弁済等の理由により消滅しているものを除く。）を現物出資の対象として特定し、更生会社に書面で通知しなければならない。更生債権者等により通知された更生債権等は、通知が更生会社に到達した時点で更生会社に対し現物出資されたものとみなして消滅するものとする。

第3章 更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第1節 更生担保権

第1 不動産に係る更生担保権の権利の変更及び弁済方法

1 確定更生担保権

件数	金額	別表
18 件	11,708,994,651 円及び額未定	5-1 及び 5-2

2 権利の変更及び弁済方法

(1) 権利の変更

確定更生担保権全額について弁済期限の猶予を受け、各更生担保権者に対し、下記(2)アの方法により分割弁済する。また、更生担保権者の選択により、本節・第3に規定する処理を行う。

さらに、担保不動産が売却された場合の「担保弁済額」が「新しい債権額」を下回った場合には、その不足額について、これが一般更生債権に変更される場合がある（本節・第1・3(4)参照）。

(2) 弁済方法

ア 事業収益弁済

確定更生担保権全額について、原則として次のとおり、分割弁済する。なお、更生会社は、本節・第1・3の規定、及び第4章・第2の規定に基づき、令和19年2月末日を目途として確定更生担保権全額を弁済することを目指す。

(ア) 第1回更生担保権弁済期

更生計画認可決定日後最初の事業年度の末日から4か月後の応当日（以下「第1回更生担保権弁済期」という。）限り、当該事業年度の末日における本分割弁済収益金から下記イに定める利息（下記イに定める弁済期に弁済することができなかった全部又は一部の利息（以下「本利息繰延金（更生担保権）」という。）がある場合にはこれを含む。以下「更生担保権に係る利息」という。）及び本章・第3節・第1・2(2)イに定める利息（本章・第3節・第1・2(2)イに定める弁済期に弁済することができなかった全部又は一部の利息（以下「本利息繰延金（一般更生債権）」という。）がある場合にはこれを含む。以下「一般更生債権に係る利息」という。）を控除した金額を弁済原資として、各更生担保権者が有する、当該事業年度の末日における確定更生担保権の

額に応じて按分し、各更生担保権者に分割弁済する。ただし、本分割弁済収益金が、更生担保権に係る利息及び一般更生債権に係る利息の全額を弁済するに足りない場合には、更生担保権に係る利息の額及び一般更生債権に係る利息の額に応じて按分し、各利息を弁済する。

(イ) 第2回弁済期～第14回弁済期

前回弁済期日の属する事業年度の末日から4か月後の応当日限り、当該各事業年度の末日における本分割弁済収益金から更生担保権に係る利息及び一般更生債権に係る利息を控除した金額を弁済原資として、各更生担保権者が有する、当該各事業年度の末日における確定更生担保権の額に応じて按分し、各更生担保権者に分割弁済する。ただし、本分割弁済収益金が、更生担保権に係る利息及び一般更生債権に係る利息の全額を弁済するに足りない場合には、更生担保権に係る利息の額及び一般更生債権に係る利息の額に応じて按分し、各利息を弁済する。

(ウ) 第15回弁済期

令和23年10月末日限り、各更生担保権者に対し、各更生担保権者が有する確定更生担保権の残額を弁済する。

(エ) 「新しい債権額」の減額

本項に基づいて各更生担保権者が弁済を受けた金額については、各更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」（第8章・第1節・第1に規定する存続する担保権の被担保債権額をいう。以下に同じ。）の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

イ 事業収益弁済に対する利息

第1回弁済期においては、更生計画認可決定日現在の確定更生担保権のうち元本部分の残額に対し、更生計画認可決定日の翌日から第1回弁済期までの期間について約定利率（更生計画認可決定時における約定利率による。以下、本項に同じ。）で計算した利息を、本分割弁済収益金を弁済原資として、各更生担保権者に対して弁済する。

第2回以降の弁済期においては、各弁済期日の翌日現在の確定更生担

保権のうち元本部分の残額に対し、当該弁済期日の翌日から次回弁済期日までの期間について約定利率で計算した利息を、第2回弁済期から第14回弁済期まで、各弁済期に、本分割弁済収益金を弁済原資として、弁済する。

第15回弁済期においては、第14回弁済期日の翌日現在の確定更生担保権のうち元本部分の残額に対し、第14回弁済期日の翌日から第15回弁済期日までの期間について約定利率で計算した利息を、本分割弁済収益金を弁済原資として、各更生担保権者に対して弁済する。

ただし、各弁済期に支払う利息の計算期間において、第3章・第1節・第1・3に基づく担保不動産の「担保弁済額」による弁済、第4章・第2に基づく繰上弁済等の理由により確定更生担保権のうち元本部分が減額された場合には、各弁済期に支払う利息の計算は、減額後の金額を基準として行う。

なお、本利息繰延金（更生担保権）については、翌弁済期に本項の規定によって発生する利息に加算し、翌弁済期に、本分割弁済収益金を弁済原資として、各更生担保権者に対して弁済する。

ウ 子会社を主債務者とする更生担保権の場合の特則

(ア) 子会社を主債務者とする更生担保権のみを有する更生担保権者の取扱い

別表5-2（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権））記載の子会社を主債務者とする更生担保権については、主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失することなく約定に基づく弁済を継続している限り（子会社弁済計画が成立している場合には当該弁済計画を履行している限り）、上記ア及びイ記載の弁済を留保する（更生会社が子会社の保証人、物上保証人又は保証人兼物上保証人のいずれであるかを問わない。）。

主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失した場合には、当該子会社を主債務者とする更生担保権につき、別表5-2（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権））記載の確定更生担保権額から当該期限の利益を喪失した日までに主債務者が弁済した金額を控除した残額を確定更生担保権額とみなし、他の確定更生担保権と同様に上記ア及びイ記載の方法により弁済する。

(イ) 子会社を主債務者とする更生担保権とそれ以外の更生担保権を有する債権者の取扱い

一人の債権者が、子会社を主債務者とする更生担保権とそれ以外の更生担保権を有する場合は、前者（子会社を主債務者とする更生担保権）については、上記（ア）の定めによる。後者（それ以外の更生担保権）については、上記ア及びイの定めに基づく弁済を行う。

ただし、前者（子会社を主債務者とする更生担保権）について、上記（ア）の定めに基づき、上記ア及びイの定めに基づく弁済を行うこととなる場合には、前者（子会社を主債務者とする更生担保権）に係る確定更生担保権額と後者（それ以外の更生担保権）に係る確定更生担保権額とを合算し、上記ア及びイの定めに従って弁済する。

3 更生担保権の目的物となっている不動産が売却された場合の特則

(1) 更生担保権の目的物となっている不動産の売却

ア 管財人は、裁判所の許可を得て、更生担保権の目的物となっている不動産を売却することができる。

イ 管財人は、裁判所の許可を得る前に、売却をする予定の更生担保権の目的物となっている不動産に係る全ての更生担保権者に対し、売却予定価格、売却条件等を通知する。

ウ 当該不動産に係るいずれかの更生担保権者が、通知を受けた後1か月以内に、管財人に対し、より高い価格での購入希望者で支払が確実な者を書面で紹介した場合、管財人は、裁判所の許可を得てその者に当該担保不動産を売却することができる。

エ 当該不動産に係る全ての更生担保権者が、1か月以内に上記紹介をしなかった場合、又はその期限前でも全ての更生担保権者が同意した場合、管財人は通知したところに従って、裁判所の許可を得て、当該不動産を売却する。

(2) 「担保弁済額」

「担保弁済額」とは、不動産売却代金（消費税を除く。）から、下記「控除項目」記載の経費等を控除した金額をいう。

記

「控除項目」

- ① 売主負担の仲介手数料
- ② 売主負担の印紙代（契約書・領収書）
- ③ 売主負担の手付金保全手数料

- ④ 売主負担の測量費用
- ⑤ 売主負担の土壌調査費用
- ⑥ 売主負担の登記手続費用
- ⑦ 売主負担の解体撤去費・土壌汚染洗浄費など物件引渡費用
- ⑧ 賃借人付き不動産の売却に際し、買主に承継された敷金相当額
- ⑨ 更生手続開始決定日以降、決済日前日までの固定資産税、都市計画税、特別土地保有税などの公租公課。ただし、特別土地保有税（延滞金を含む。）については、更生手続開始決定日以降に徴収猶予の終了などにより具体的納付義務が生じたものを含む。なお、会社が現に事業に使用していた期間に係るものは会社が負担するものとし、控除しない。
- ⑩ 更生手続開始決定日以降、決済日前日までの共益費・管理費・火災保険料等の担保不動産の維持費用。なお、会社が現に事業に使用していた期間に係るものは会社が負担するものとし、控除しない。
- ⑪ 広告宣伝費（事前に更生担保権者と合意した範囲内に限る。）
- ⑫ 不動産売却に伴って発生する法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人税などの公租公課相当額
- ⑬ 売主に生じる種々の負担の補填金として売却代金（消費税抜き。）の3%
- ⑭ その他売却にあたり生じる合理的な費用（原状回復費、移転費用を含む。）

（3）「担保弁済額」が「新しい債権額」を上回る場合

「担保弁済額」のうち「新しい債権額」に相当する部分を、更生担保権の目的物となっている不動産の売却代金全額を受領した後1か月以内に弁済する。この場合、当該更生担保権者が弁済を受けた額を、別表5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

また、「担保弁済額」と「新しい債権額」の差額については、更生計画に遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）若しくは裁判所の許可に基づく、共益債権等の支払又は借入金の返済に充てる。

（4）「担保弁済額」が「新しい債権額」を下回る場合

「担保弁済額」を、更生担保権の目的となっている不動産の売却代金全

額を受領した後1か月以内に弁済する。この場合、当該更生担保権者が弁済を受けた額を、別表5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

また、不足額については、これを一般更生債権に変更するものとし、当該更生担保権者の他の一般更生債権と合算し、合算後の一般更生債権について、本章・第3節・第1・2（2）の定めに従って弁済する。

（5）共同担保となっている複数の担保不動産の一部が売却された場合の処理

ア 「担保弁済額」が「新しい債権額」を上回る場合

「担保弁済額」と「新しい債権額」の差額については、更生計画に遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）若しくは裁判所の許可に基づく、共益債権等の支払又は借入金の返済に充てる代わりに、共同担保となっている他の担保不動産に係る「新しい債権額」の合計額に満つるまで、当該更生担保権者に弁済する。この場合、当該更生担保権が弁済を受けた額を、別表5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

また、更生担保権者の弁済に充てられた「担保弁済額」と「新しい債権額」の差額を、共同担保となっている他の担保不動産に係る各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

「担保弁済額」と「新しい債権額」の差額のうち、共同担保となっている他の担保不動産に係る「新しい債権額」の合計額を超える部分については、更生計画の遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）若しくは裁判所の許可に基づく、共益債権等の支払又は借入金の返済に充てる。

イ 「担保弁済額」が「新しい債権額」を下回る場合

「新しい債権額」と「担保弁済額」の差額を、共同担保となっている他の担保不動産に係る各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新し

い債権額」に充当して増額する。

(6) 同順位又は異順位に複数の担保権が存する場合の処理

ア 同順位に複数の担保権が存する場合

同順位に複数の担保権（第8章・第1節により存続する担保権に限る。以下に同じ。）が存する場合には、「担保弁済額」を、当該担保不動産に係る各更生担保権者の「新しい債権額」を基準に按分した金額をもって各更生担保権者の「担保弁済額」とする。

イ 異順位に複数の担保権が存する場合

異順位に複数の担保権が存する場合には、その順位に従って、「担保弁済額」を各更生担保権者の「新しい債権額」まで順次充当し、その金額（同順位に複数の更生担保権者が存する場合は、上記アに従って各更生担保権者に按分した金額）をもって各更生担保権者の「担保弁済額」とする。

4 被担保債権に係る債務者と担保不動産の所有者とが一致していない場合において担保不動産が売却されたときの調整方法

本更生手続の更生債権者等の中には、更生会社及び（又は）子会社に債権を有する者や、当該債権について、更生会社が所有する不動産及び（又は）子会社が所有する不動産に担保権を有する者が存在する。そして、更生会社については更生手続、子会社については私的整理手続に付されており、それぞれの手続の中で、担保不動産の売却方法及び売却代金の担保権者への弁済方法を定める必要がある。そこで、更生債権者等が担保権を有する不動産が売却された場合の処理方法について、当該更生債権者等が債権を有する債務者、及び当該債権を被担保債権とする担保権が設定されている不動産の所有者ごとに類型化して以下に示す。

なお、①更生会社に対してのみ債権を有しており、かつ、当該債権を被担保債権とする担保権が、更生会社が所有する不動産（以下「更生会社所有不動産」という。）にのみ設定されている場合は本章・第1節・第1・3の規定に従って当該更生担保権者に弁済し、②子会社に対してのみ債権を有しており、かつ、当該債権を被担保債権とする担保権が、子会社が所有する不動産（以下「子会社所有不動産」という。）にのみ設定されている場合は、当該被担保債権は更生債権等に当たらず、子会社弁済計画によって弁済されるため、本項において具体的な取扱方法を規定しない。

(1) 更生会社に対してのみ債権を有しており、かつ、当該債権を被担保債権とする担保権が子会社所有不動産のみに設定されている場合

ア 子会社所有不動産が売却された場合は、子会社弁済計画の定めるところにより、子会社所有不動産の売却代金から子会社弁済計画で定める費用等を控除した残額のうち、各子会社対象債権者に対する弁済額を確定し、これを各子会社対象債権者に弁済する。

イ 前項に規定する子会社所有不動産が売却されたことにより、当該不動産に担保権の設定を受けている一般更生債権者が弁済を受けた場合には、当該一般更生債権者が弁済を受けた金額を、別表 6－1（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権）））記載の一般更生債権者に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

(2) 更生会社に対してのみ債権を有しており、かつ、当該債権を被担保債権とする担保権が更生会社所有不動産及び子会社所有不動産に設定されている場合

ア 更生会社所有不動産が売却された場合

(ア) 更生会社所有不動産が売却された場合、本章・第1節・第1・3の規定に従い、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する各更生担保権者に対する弁済額を確定し、これを各更生担保権者に弁済する。

(イ) 前項による弁済の後、更生会社所有不動産の「担保弁済額」に余剰があるときは、これを更生計画の遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）若しくは裁判所の許可に基づく、共益債権等の支払又は借入金の返済に充てる。

イ 子会社所有不動産が売却された場合

子会社所有不動産が売却された場合は、子会社弁済計画の定めるところにより、子会社所有不動産の売却代金から子会社弁済計画で定める費用等を控除した残額のうち、各子会社対象債権者に対する弁済額を確定し、これを各子会社対象債権者に対して弁済する。この場合、子会社所有不動産に担保権の設定を受けている更生担保権者（一般更生債権者の地位を有する者を含む。）が弁済を受けた金額については、以下の順序に従って取り扱う。

(ア) 当該更生担保権者（一般更生債権者の地位を有する者を含む。）が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の額を限度として、当該更生担保権者が弁済を受けた金額を、別表 6－1（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権）））記載の一般更生債権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

(イ) 当該更生担保権者が弁済を受けた金額と、当該更生担保権者が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の額とを比較して、前者（当該更生担保権者が弁済を受けた金額）が後者（当該更生担保権者が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の額）を上回る場合には、当該更生担保権者が弁済を受けた金額から、当該更生担保権者が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の額を控除した金額を限度として、別表 5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。この場合、別表 5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除した金額については、当該更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

ウ 更生会社所有不動産及び子会社所有不動産が同時に売却された場合

更生会社所有不動産及び子会社所有不動産が同時に売却された場合には、まず、上記アに従って、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する更生担保権者（一般更生債権者の地位を有する者を含む。）に対する弁済を行い、なお、弁済対象の被担保債権が残存する場合に限り、子会社所有不動産の売却代金から子会社弁済計画で定める費用等を控除した残額を、上記イに従って、売却された子会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する更生担保権者（一般更生債権者の地位を有する者を含む。）に対する弁済を行う。

(3) 子会社に対してのみ債権を有しており、かつ、当該債権を被担保債権とする担保権が更生会社所有不動産のみに設定されている場合

ア 更生会社所有不動産が売却された場合、本章・第1節・第1・3の規定に従い、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する各更生担保権者に対する弁済額を確定し、これを各更生担保権者に弁済する。

イ 前項による弁済の後、更生会社所有不動産の「担保弁済額」に余剰があるときは、これを更生計画の遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）若しくは裁判所の許可に基づく、共益債権等の支払又は借入金の返済に充てる。

(4) 子会社に対してのみ債権を有しており、かつ、当該債権を被担保債権とする担保権が更生会社所有不動産及び子会社所有不動産に設定されている場合

ア 子会社所有不動産が売却された場合

(ア) 子会社所有不動産が売却された場合は、子会社弁済計画の定めるところにより、子会社所有不動産の売却代金から子会社弁済計画で定める費用等を控除した残額のうち、各子会社対象債権者に対する弁済額を確定し、これを各子会社対象債権者に対して弁済する。

(イ) 前項に規定する子会社所有不動産が売却されたことにより、当該不動産に担保権の設定を受けている更生担保権者が弁済を受けた場合であって、当該不動産の売却によって弁済を受けた被担保債権の弁済後の残高が、当該更生担保権者が有する債権のうち、当該弁済対象の被担保債権に関して有する更生担保権額を下回ることとなる場合には、その差額に相当する金額を限度として、別表5-2（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権者に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。この場合、別表5-2（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除した金額については、当該更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うこ

とは妨げない。)、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

イ 更生会社所有不動産が売却された場合

(ア) 更生会社所有不動産が売却された場合、本章・第1節・第1・3の規定に従い、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する各更生担保権者に対する弁済額を確定し、これを各更生担保権者に対して弁済する。

(イ) 前項による弁済の後、更生会社所有不動産の「担保弁済額」に余剰があるときは、これを更生計画の遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）若しくは裁判所の許可に基づく、共益債権等の支払又は借入金の返済に充てる。

ウ 更生会社所有不動産及び子会社所有不動産が同時に売却された場合

更生会社所有不動産及び子会社所有不動産が同時に売却された場合には、まず、上記アに従って、売却された子会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する更生担保権者に対する弁済を行い、なお、弁済対象の被担保債権が残存する場合に限り、上記イに従って、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する更生担保権者に対する弁済を行う。

(5) 更生会社及び子会社に対して債権を有しており、かつ、当該各債権を被担保債権とする担保権が更生会社所有不動産のみに設定されている場合

ア 更生会社所有不動産が売却された場合、本章・第1節・第1・3の規定に従い、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する各更生担保権者に対する弁済額を確定する。

イ 上記アによって確定した弁済額のうち、更生担保権者が有する、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額と子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額について、以下の方法により確定する。

(ア) 更生会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権と、子会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権が同順位の場合は、各被担保債権の金額に応じて按分し、各被担保債権に対する弁済額とする。

(イ) 更生会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権と、子会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権が異順位の場合は、その順位に

従って、上記アによって確定した弁済額を順次充当し、その金額（同順位に複数の担保権が存する場合は、上記（ア）に従って各被担保債権の金額に応じて按分した金額）をもって、各被担保債権に対する弁済額とする。

ウ 上記イによって確定した、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額と子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額については、以下のとおり取り扱う。

（ア）更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額を当該被担保債権に対して弁済する。この場合、別表５－１（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

（イ）子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額を当該被担保債権に対して弁済する。この場合、別表５－２（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

（６）更生会社及び子会社に対して債権を有しており、かつ、当該各債権を被担保債権とする担保権が子会社所有不動産のみに設定されている場合

ア 子会社所有不動産が売却された場合は、子会社弁済計画の定めるところにより、子会社所有不動産の売却代金から子会社弁済計画で定める費用等を控除した残額のうち、各子会社対象債権者に対する弁済額を確定する。

イ 上記アによって確定した弁済額のうち、子会社弁済計画の定めるところにより、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額と、子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額を確定する。

ウ 上記イによって確定した弁済額のうち、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額については、これを、当該被担保債権を有する一般更生債権者に弁済する。この場合、別表６－１（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権）））記載の一般更生債権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控

除する。

- (7) 更生会社及び子会社に対して債権を有しており、かつ、当該各債権を被担保債権とする担保権を更生会社所有不動産及び子会社所有不動産に設定されている場合

ア 更生会社所有不動産が売却された場合

- (ア) 更生会社所有不動産が売却された場合、本章・第1節・第1・3の規定に従い、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する各更生担保権者に対する弁済額を確定する。

- (イ) 上記(ア)によって確定した弁済額のうち、更生担保権者が有する、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額と子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額について、以下の方法により確定する。

- a 更生会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権と、子会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権が同順位の場合は、各被担保債権の金額に応じて按分し、各被担保債権に対する弁済額を確定する。
- b 更生会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権と、子会社を主債務者とする被担保債権に係る担保権が異順位の場合は、その順位に従って、上記(ア)によって確定した弁済額を順次充当し、その金額（同順位に複数の更生担保権が存する場合は、上記aに従って各被担保債権の金額に応じて按分した金額）をもって、各被担保債権に対する弁済額とする。

- (ウ) 上記(イ)によって確定した、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額と子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額については、以下のとおり取り扱う。

- a 更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額を当該被担保債権に対して弁済する。この場合、別表5-1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。
- b 子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額を当該被担保債権に対して弁済する。この場合、別表5-2（更生担保権弁済計画

表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権）記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

イ 子会社所有不動産が売却された場合

（ア）子会社所有不動産が売却された場合は、子会社弁済計画の定めるところにより、子会社所有不動産の売却代金から子会社弁済計画で定める費用等を控除した残額のうち、各子会社対象債権者に対する弁済額を確定する。

（イ）上記（ア）によって確定した弁済額のうち、子会社弁済計画の定めるところにより、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額と、子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額を確定する。

（ウ）上記（イ）によって確定した弁済額のうち、更生会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額については、これを、当該被担保債権を有する更生担保権者に弁済する。この場合、当該更生担保権者が弁済を受けた金額については、以下の順序に従って取り扱う。

- a 当該更生担保権者が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の額を限度として、当該更生担保権者が弁済を受けた金額を、別表 6－1（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権））記載の一般更生債権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。
- b 当該更生担保権者が弁済を受けた金額と、当該更生担保権者が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の金額とを比較して、前者（当該更生担保権者が弁済を受けた金額）が後者（当該更生担保権者が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の金額）を上回る場合には、当該更生担保権者が弁済を受けた金額から、当該更生担保権者が弁済対象の被担保債権に関して有する一般更生債権の額を控除した金額を限度として、別表 5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。この場合、別表 5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除した金額に

については、当該更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

(エ) 上記（イ）によって確定した弁済額のうち、子会社を主債務者とする被担保債権に対する弁済額については、子会社弁済計画の定めるところにより、子会社対象債権者に対して弁済する。この場合、別表５－２（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。この場合、別表５－２（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権））記載の更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除した金額については、当該更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

ウ 更生会社所有不動産及び子会社所有不動産が同時に売却された場合

更生会社所有不動産及び子会社所有不動産が同時に売却された場合には、まず、上記アに従って、売却された更生会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する更生担保権者に対する弁済を行い、なお、弁済対象の被担保債権が残存する場合に限り、上記イに従って、売却された子会社所有不動産に設定されている担保権に係る被担保債権を有する更生担保権者に対する弁済を行う。

5 更生計画認可決定時に売却済みの担保不動産に係る更生担保権の取扱い

管財人は、更生計画認可決定前に、別表８－１（担保権の目的物一覧表（土地））から別表８－３（担保権の目的物一覧表（区分所有建物））記載の各不動産に担保権を有する更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、担保権を抹消した上で当該各不動産を売却し、「担保弁済額」を限度として「新しい債権額」に満つる額まで、当該更生担保権者のために預金質権を設定す

ることができる。

更生計画認可決定時に売却済みである担保不動産に係る更生担保権については、更生計画認可決定後1か月以内に一括弁済する。

当該弁済の実施にあたって、管財人は、更生担保権者から、当該更生担保権に係る預金変換担保の解除を受けることにより、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てる。

6 担保権の放棄

(1) 更生担保権者は、いつでも、管財人に対する書面による意思表示により、担保権を放棄することができる。この場合、更生担保権者は、当該担保権抹消登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。抹消登記に要する費用は更生会社の負担とする。

(2) 上記(1)により担保権が放棄された更生担保権の「新しい債権額」については、担保権放棄の時点において、これを一般更生債権に変更するものとし、当該更生担保権者の他の一般更生債権と合算し、合算後の金額に対し、本章・第3節・第1・2(2)の定めに従って、弁済する。

第2 預金に係る更生担保権の権利の変更及び弁済方法

1 確定更生担保権

件数	金額	別表
2件	159,100,345円及び額未定	5-3

2 弁済方法

(1) 一括弁済

確定更生担保権額全額を更生計画認可決定日から1か月以内に一括弁済する。

(2) 利息

更生計画認可決定日現在の確定更生担保権の残額に対し、更生計画認可決定日の翌日から上記(1)に基づく弁済を行う日までの期間につき約定利率（更生計画認可決定時における約定利率による。）で計算した利息を各更生担保権者に対して弁済する。

第3 選択的デット・エクイティ・スワップ

1 本新株予約権の払込みに伴う更生担保権の消滅

第2章・第2節・第5・4の定めにより、本新株予約権の払込みの対象として特定された更生担保権は、更生計画認可決定確定日から6か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日において、本新株予約権の払込みに充てたものとみなして消滅し、当該更生担保権の更生担保権者に対して本新株予約権を発行する。この場合、消滅した更生担保権の金額は、別表5－1（更生担保権弁済計画表(不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権)）及び別表5－2（更生担保権弁済計画表(不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権)）記載の当該更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

2 本新株予約権の行使時の更生担保権の消滅

更生担保権者が、第2章・第2節・第5・5の定めにより、自らに割り当てられた本新株予約権を行使する際、現物出資の対象として、更生担保権を選択した場合、現物出資の対象として特定された更生担保権は消滅する。この場合、消滅した更生担保権の金額は、別表5－1（更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権））及び別表5－2（更生担保権弁済計画表(不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権)）記載の当該更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

3 「新しい債権額」の減額

上記1又は2により消滅した更生担保権に相当する金額については、各更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

第2節 優先的更生債権

更生会社につき、優先的更生債権はない。

第3節 一般更生債権

第1 一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

1 確定一般更生債権

件数	金額	別表
35 件	4,949,535,931 円及び額未定	6-1～6-4

2 権利の変更及び弁済方法

(1) 権利の変更

確定一般更生債権のうち、元本部分について弁済期限の猶予を受け、各一般更生債権者に対し、下記（２）アの方法により分割弁済する。また、一般更生債権者の選択により、下記（２）オに規定する処理を行う。

確定一般更生債権のうち、更生手続開始決定日より前に発生した利息及び損害金、並びに更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに発生した利息及び損害金については、下記（２）エに規定する処理を行う（ただし、確定一般更生債権のうち、下記（２）エの規定に基づき、デット・エクイティ・スワップの対象から除外された利息及び損害金については、下記（２）アの方法により分割弁済する。）。

(2) 弁済方法

ア 事業収益弁済

確定一般更生債権のうち、元本部分については、以下のとおり分割弁済する。

(ア) 第1回更生債権弁済期

更生担保権の弁済が完了した日の属する事業年度の末日から4か月後の応当日（以下「第1回更生債権弁済期」という。）限り、当該事業年度の末日における本分割弁済収益金から更生担保権に係る利息及び一般更生債権に係る利息を控除した金額を弁済原資として、各一般更生債権者が有する、当該事業年度末日における確定一般更生債権額に応じて按分し、各一般更生債権者に分割弁済する。

(イ) 第2回弁済期以降

前回弁済期日の属する事業年度の末日から4か月後の応当日限り、当該各事業年度の末日における本分割弁済収益金から更生担保権に係る利息及び一般更生債権に係る利息を控除した金額を弁済原資として、各一般更生債権者が有する、当該各事業年度の末日における確定一般

更生債権の額に応じて按分し、各一般更生債権者に分割弁済する。

(ウ) 最終弁済期

令和23年10月末日限り、各一般更生債権者に対し、各一般更生債権者が有する確定一般更生債権の残額を弁済する。

イ 確定一般更生債権のうち、元本に相当する部分に対する利息

(ア) 更生担保権の弁済期における利息の支払

第1回更生担保権弁済期においては、更生計画認可決定日現在の確定一般更生債権のうち元本部分の残額に対し、更生計画認可決定日の翌日から第1回更生担保権弁済期までの期間について約定利率（更生計画認可決定時における約定利率による。以下、本項に同じ。）で計算した利息を、本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

第2回以降の更生担保権の弁済期においては、前回の更生担保権の弁済期日の翌日現在の確定一般更生債権のうち元本部分の残額に対し、当該弁済期日の翌日から翌年の更生担保権の弁済期日までの期間について約定利率で計算した利息を、第2回以降の更生担保権の各弁済期に、本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

更生担保権の最終弁済期においては、前回の更生担保権の弁済期日の翌日現在の確定一般更生債権のうち元本部分の残額に対し、前回の更生担保権の弁済期日の翌日から更生担保権の最終弁済期日までの期間について約定利率で計算した利息を、本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

ただし、各弁済期に支払う利息の計算期間において、第3章・第1節・第1・3に基づく担保不動産の「担保弁済額」による弁済、第4章・第2に基づく繰上弁済等の理由により確定一般更生債権のうち元本部分が増減額された場合には、各弁済期に支払う利息の計算は、増減額後の金額を基準として行う。

なお、本利息繰延金（一般更生債権）については、翌弁済期に本項の規定によって発生する利息に加算し、翌弁済期に本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

(イ) 更生債権の弁済期における利息の支払

第1回更生債権弁済期においては、更生担保権の弁済が完了した日の

翌日現在の確定一般更生債権のうち元本部分の残額に対し、更生担保権の弁済が完了した日の翌日から第1回更生債権弁済期日までの期間について約定利率で計算した利息を、本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

第2回以降の更生債権の弁済期においては、前回の更生債権の弁済期日の翌日現在の確定一般更生債権のうち元本部分の残額に対し、当該弁済期日の翌日から翌年の更生債権の弁済期日までの期間について約定利率で計算した利息を、第2回以降の更生債権の各弁済期に、本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

更生債権の最終弁済期においては、前回の更生債権の弁済期の翌日現在の確定一般更生債権のうち元本部分の残額に対し、前回の更生債権の弁済期の翌日から更生債権の最終弁済期までの期間について約定利率で計算した利息を、本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

ただし、各弁済期に支払う利息の計算期間において、第3章・第1節・第1・3に基づく担保不動産の「担保弁済額」による弁済、第4章・第2に基づく繰上弁済等の理由により確定一般更生債権のうち元本部分が増減額された場合には、各弁済期に支払う利息の計算は、増減額後の金額を基準として行う。

なお、本利息繰延金（一般更生債権）については、翌弁済期に本項の規定によって発生する利息に加算し、翌弁済期に本分割弁済収益金を弁済原資として、各一般更生債権者に対して弁済する。

ウ 更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始する場合の特則

管財人は、裁判所の許可を得て、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始することができる。この場合、上記ア（ア）の適用については、上記ア（ア）中「更生担保権の弁済が完了した日の属する事業年度」とあるのは、「管財人が、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始することについて裁判所の許可を得た日の属する事業年度」とし、上記イ（ア）の規定は適用しない。

エ 非選択的デット・エクイティ・スワップ（更生債権の利息及び損害金を対象とするデット・エクイティ・スワップ）

更生会社は、更生計画認可決定確定日から3か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日において、本DES対象債

権について、デット・エクイティ・スワップを行い、A種種類株式の払込みに充てたものとみなして消滅させ、本D E S対象債権の更生債権者に対してA種種類株式を発行する。ただし、当該日までに更生会社の普通株式の上場廃止が決定された場合、又は、管財人が裁判所の許可を得て本D E S対象債権を対象とするデット・エクイティ・スワップの全部又は一部を行わないことを決定した場合には、管財人は、本D E S対象債権の全部又は一部をデット・エクイティ・スワップの対象から除外することができる（この場合、本更生計画案における「本D E S対象債権」は、当該除外後の本D E S対象債権をいうものとする。）。なお、本D E S対象債権の更生債権者ごとに、本D E S対象債権の金額を、第9章・第2節・第1に定める「募集株式1株あたりの払込金額」で除した際に生じる剰余額（余りに相当する金額）は、本D E S対象債権から除外されるものとし、当該剰余額については、更生債権の最終の弁済期において、各更生債権者からの請求に基づき更生会社が支払うものとする。

オ 選択的デット・エクイティ・スワップ

（ア）本新株予約権の払込みに伴う更生債権の消滅

第2章・第2節・第5・4の定めにより、本新株予約権の払込みの対象として特定された更生債権は、更生計画認可決定確定日から6か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日において、本新株予約権の払込みに充てたものとして消滅し、当該更生債権の更生債権者に対して本新株予約権を発行する。この場合、消滅した更生債権の金額は、別表6－1（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権）））及び別表6－2（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（保証債務履行請求権）））記載の当該更生債権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

（イ）本新株予約権の行使時の更生債権の消滅

更生債権者が、第2章・第2節・第5・5の定めにより、自らに割り当てられた本新株予約権を行使する際、現物出資の対象として、更生債権を選択した場合（ただし、更生債権のうち本D E S対象債権及び弁済等により消滅したものを選択することはできないものとする。）、現物出資の対象となった更生債権は消滅する。この場合、消滅した更生債権の金額は、別表6－1（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権）））及び別表6－2（一般更生債権

弁済計画表（事業収益弁済（保証債務履行請求権））記載の当該更生債権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

第2 保証債務履行請求権である一般更生債権の場合の特則

1 保証債務履行請求権のみを有する一般更生債権者の取扱い

別表6－2（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（保証債務履行請求権））記載の保証債務履行請求権である一般更生債権については、主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失することなく約定に基づく弁済を継続している限り（子会社弁済計画が成立している場合には当該弁済計画を履行している限り）、本節・第1・2（2）記載の弁済を留保する。

主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失した場合には、当該保証債務履行請求権につき、別表6－2（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（保証債務履行請求権））記載の確定一般更生債権額から当該期限の利益を喪失した日までに主債務者が弁済した金額を控除した残額を確定一般更生債権額とみなし、他の確定一般更生債権と同様に本節・第1・2（2）記載の方法により弁済する。

2 保証債務履行請求権である一般更生債権とそれ以外の確定更生債権を有する債権者の取扱い

一人の債権者が、保証債務履行請求権である一般更生債権とそれ以外の一般更生債権を有する場合は、前者（保証債務履行請求権である一般更生債権）については、上記1の定めによる。後者（それ以外の一般更生債権）について、本節・第1・2（2）の定めに基づき弁済を行う。

ただし、前者（保証債務履行請求権である一般更生債権）について、上記1の定めに基づき、本節・第1・2（2）の定めに基づく弁済を行うこととなる場合には、前者（保証債務履行請求権である一般更生債権）と後者（それ以外の一般更生債権）とを合算し、本節・第1・2（2）の定めに従って弁済する。

第3 子会社の事前求償権についての取扱い

別表6－3（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（求償権））記載の子会社が更生会社に対して有する求償権である一般更生債権については、子会社が、更生会社の債務に係る物上保証に基づいて、更生会社に代わり、当該物上保証に係る債権全額を弁済するまで、本節・第1・2（2）記載の弁済を留保する。

子会社が、更生会社の債務に係る物上保証に基づいて、更生会社に代わり、

当該物上保証に係る債権全額を弁済した場合には、会社更生法 135 条 2 項、破産法 104 条 5 項、同条 2 項に基づき、子会社から弁済を受けた債権者の有する原債権を確定一般更生債権とみなし、本節・第 1・2（2）記載の方法により弁済する。

第 4 節 子会社を主債務者とする更生債権等が弁済を受けた場合の取扱い

第 1 子会社を主債務者とする更生担保権が弁済を受けた場合の取扱い

別表 5－2（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務とする更生担保権））記載の子会社を主債務者とする更生担保権が、本章・第 1 節・第 1・2（2）ア及び本章・第 1 節・第 1・3 に基づいて弁済を受けた場合、並びに子会社弁済計画に基づいて弁済を受けた場合には、別表 5－2（更生担保権弁済計画表（不動産に係る子会社を主債務とする更生担保権））記載の当該更生担保権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。また、この場合には、当該更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

第 2 子会社を主債務者とする一般更生債権（保証債務履行請求権）が弁済を受けた場合の取扱い

別表 6－2（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（保証債務履行請求権）））記載の子会社を主債務者とする一般更生債権（保証債務履行請求権）が、子会社弁済計画に基づいて子会社を主債務者とする主債務の弁済を受けた場合には、別表 6－2（一般更生債権弁済計画表（事業収益弁済（保証債務履行請求権）））記載の当該一般更生債権に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。

第 5 節 弁済に関するその他の事項

第 1 弁済の場所等

本更生計画案による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。ただし、更生債権者等が預金口座を指定しその口座への振り込みを求めた場合には、更生会社の振込手数料負担において、債権者の指定する預金口

座に振り込む方法で行う。なお、株主が、第9章・第1節・第4に基づく支払について、預金口座を指定しその口座への振り込みを求めた場合には、振込手数料は株主の負担とする。

公租公課の納付は、徴収権者の指定する場所において行う。

弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

第2 放棄又は取下げの取り扱い

更生債権等の一部の放棄又は取下げがあったときは、放棄又は取下げ後の債権額について本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第3 更生債権等の承継等について

- 1 更生債権等が相続等の包括承継により移転した場合は、当該包括承継人に対して弁済する。
- 2 更生債権等が特定承継により移転した場合は、管財人の判断において債権譲渡等の特定承継行為の有無及び対抗要件の具備を確認した上、当該特定承継人を権利者として更生債権等の弁済を行う。
- 3 本章における更生債権等に関する権利の変更については、開始決定時における債権者を基準としてその数ごとに行う

第4 免除の効力発生日

本更生計画案本文に特段の定めがない限り、免除の効力は、更生計画認可決定時に生ずる。

第5 端数の処理

更生債権等に係る分割弁済により生じる債権額の1円未満の端数は、これを切り上げて支払う。

第6 充当の順序

弁済する更生債権等の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、本更生計画案に特段の定めがないかぎり、元本、利息、損害金の順序とし、いずれの場合も同じ性質の債権については古いものから順次充当する。

第4章 弁済資金の調達方法

第1 弁済資金の調達

更生債権等の弁済資金は、主として、事業収益金、資産の売却代金、手元資金、必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金、スポンサー等を含む第三者が募集株式を引き受けた場合の払込金又は事業譲渡代金等をもってこれに充てる。なお、今後、更生会社グループの再建を支援するスポンサーが現れた場合には、第9章・第2節に基づき、又は必要に応じて会社更生法233条1項に基づき更生計画の変更を行い、当該スポンサーに対する募集株式の発行等を行う予定である。

第2 予想超過収益金の使途（繰上弁済）

更生計画遂行中に、予想超過収益金が生じた場合には、原則として、更生計画の遂行に必要な費用、共益債権等の支払、借入金の返済又は更生会社の事業の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）の内部留保に充て、さらに余裕があるときは、裁判所の許可を得て、本更生計画案によって分割弁済の対象となっている更生担保権及び一般更生債権の繰上弁済に充てることができる。この場合、弁済した金額に相当する金額については、更生債権等に係る最終の弁済期から遡って各年に弁済すべき金額から控除する。また、本項に基づいて更生担保権者が弁済を受けた場合には、当該金額については、弁済を受けた各更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して減額する。

第5章 共益債権の弁済

共益債権（裁判所の許可に基づく和解により共益債権とされたものを含む。）は、次のとおり取り扱う。

第1 支払共益債権

更生手続開始決定日の翌日である令和8年5月9日から令和8年7月31日までに弁済した共益債権の合計額は4億4124万122円であり、その内訳は別表12（共益債権支払実績及び未払残高表）に記載のとおりである。

第2 未払共益債権

更生会社の令和8年7月31日現在の未払共益債権の合計額は2億1602万7903円であり、その内訳は別表12（共益債権支払実績及び未払残高表）に記載のとおりである。

第3 共益債権の弁済方法

未払共益債権及び令和8年7月31日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、事業収益金等をもって随時弁済する。

第6章 少額更生債権等の弁済

更生会社が、会社更生法47条5項後段に基づき、裁判所の許可を得て弁済した少額更生債権等は、別表11（弁済した更生債権等一覧表）に記載のとおりである。

第7章 未確定更生債権等の措置

第1節 未確定更生債権等

第1 未確定更生担保権

管財人は、別表9（未確定更生担保権一覧表）記載の更生担保権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、本更生計画案提出時において、一般調査期間の末日から1か月を経過していないため、その債権が確定していない。

第2 未確定一般更生債権

管財人は、別表10（未確定一般更生債権一覧表）記載の一般更生債権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかった。そして、本更生計画案提出日時点において、一般調査期間の末日から1か月を経過していないため、その債権が確定していない。なお、別表10（未確定一般更生債権一覧表）記載の一般更生債権のうち、整理番号1及び2については、本更生手続が開始される前に訴え提起がされたものであり、本更生計画案提出日現在においても訴訟係属中である。

第2節 未確定更生債権等の措置

第1 未確定更生担保権

1 確定前の取扱い

別表9（未確定更生担保権一覧表）の未確定更生担保権のうち、一般更生債権として認めているものについては、確定するまでの間、一般更生債権と同様に取り扱うこととし、第3章・第3節の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを適用して弁済する。

2 確定後の取扱い

別表9（未確定更生担保権一覧表）の未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、第3章・第1節の更生担保権の権利の変更と弁済方法の定めを、一般更生債権として確定した額については第3章・第3節の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを適用して弁済する。この場合において、上記1による確定前の既払額は、それぞれ権利変更後の弁済額に充当し、充当後において既に弁済期が経過している未払金がある場合には、その金額を確定後の最初に到来する弁済期に加算し

て弁済する。また、本項に基づいて更生担保権額が増額された場合には、当該増額分の金額を、増額された更生担保権を有する更生担保権者が担保権の設定を受けている各不動産（現に更生会社が所有する不動産に限る。）について有する各「新しい債権額」の額で按分し（ただし、担保権の順位、根抵当権又は抵当権の別、共同担保の関係、被担保債権の範囲等に照らして、管財人が合理的な調整を行うことは妨げない。）、当該各「新しい債権額」に充当して増額する。

第2 未確定一般更生債権

別表10（未確定一般更生債権一覧表）の未確定更生債権が確定更生債権として確定したときは、その確定債権額については第3章・第3節の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを適用する。確定期において既に弁済期が経過している未払金がある場合には、その金額を確定後の最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

第8章 担保権等の措置

第1節 存続する担保権

第1 不動産を目的とする担保権

1 担保権の存続

別表7-1（存続する担保権一覧表（不動産））記載の担保権は、更生計画認可決定後も、同各表の「新しい債権額」欄記載の限度で従前の順位により存続する。

2 担保権の消滅時期

別表7-1（存続する担保権一覧表（不動産））記載の担保権は、第3章・第1節・第1・2の定めに基づく更生担保権者が有する被担保債権全額の弁済が完了したとき、又は第3章・第1節・第1・3の定めに基づいて管財人が裁判所の許可を得て担保不動産を売却したときに消滅する。

3 担保権が消滅した場合の抹消登記手続

上記2により担保権が消滅した場合、当該担保権に係る担保権者は、管財人の書面による要請があった日から2週間以内に、担保権設定登記の抹消登記手続その他担保権の抹消に必要な一切の書類を管財人に対して交付する。ただし、不動産を目的とする担保権が第3章・第1節・第1・3の定めに基づいて管財人が裁判所の許可を得て担保不動産を売却することにより消滅するときは、当該担保権に係る担保権者は、当該不動産の決済引渡日までに、担保権設定登記の抹消登記手続その他担保権の抹消に必要な一切の書類を管財人に対して交付する。

第2 定期預金を目的とする担保権

1 担保権の存続

別表7-2（存続する担保権一覧表（預金））記載の担保権は、更生計画認可決定後も、同各表の「新しい債権額」欄記載の限度で従前の順位により存続する。

2 担保権の消滅時期

別表7-2（存続する担保権一覧表（預金））記載の担保権は第3章・第1節・第2の定めに基づいて更生担保権者が有する被担保債権全額の

弁済が完了したときに消滅する。この場合、担保権者は、管財人の要請により、当該担保権の解除手続をしなければならない。

第3 担保変換後の預金質権に係る担保権

1 担保権の存続

更生計画認可決定までの間に裁判所の許可を得て設定された担保変換に係る預金質権は、更生計画認可決定後も存続する。

2 担保権の消滅時期

担保変換後の預金質権に係る担保権は、当該預金質権に係る預金を被担保債権全額の弁済に充当するときに消滅する。この場合、担保権者は、管財人の要請により、当該預金質権の解除手続をしなければならない。

第2節 存続しない担保権

別表7－1（存続する担保権一覧表（不動産））及び別表7－2（存続する担保権一覧表（預金））記載の担保権を除き、更生会社の財産の上に設定された全ての担保権は、更生計画認可決定時に消滅する。

第3節 登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。ただし、担保権者の商号又は住所の変更等に伴う変更登記のために要する登録免許税等の費用は、当該担保権者の負担とする。

第9章 更生会社の措置

第1節 株主の権利の変更等

第1 株式の消却等

更生会社の発行済株式について、その全部を消却しない（いわゆる100%減資は行わない。）。

ただし、本章・第2節・第1の規定に基づいて新株が発行された場合、本章・第2節・第2の規定に基づいて発行された本新株予約権が行使された場合及びスポンサー等に対する第三者割当増資が行われる場合（本章・第3節の規定に基づき新株又は新株予約権の発行が行われる場合を含む。）、これにより、更生会社の発行済株式について、東証の上場廃止基準に反しない範囲（希薄化率300%以内の範囲）で、既存発行株式の価値は希薄化されることとなる。

第2 資本金及び資本準備金の額の減少

1 更生会社は、資本金の額を以下のとおり減少する。

（1）減少する資本金の額

金6億4209万9959円

（2）減少後の資本金の額

金1億円

（3）効力発生日

資本金の額の減少は、更生計画認可決定日にその効力を生ずる。

2 更生会社は、資本準備金の額を以下のとおり減少する。

（1）減少する資本準備金の額

金8億8061万7239円

（2）減少後の資本準備金の額

金0円

（3）効力発生日

資本準備金の額の減少は、更生計画認可決定日にその効力を生ずる。

3 再度の減資

(1) 資本金の額の減少

ア 減少する資本金の額

更生計画認可決定日から更生計画認可決定確定日後 3 か月を経過した日（当該日が休日の場合には翌営業日）までの間に、本章・第 3 節に基づく払い込まれた株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額

イ 減少後の資本金の額

金 1 億円

ウ 効力発生日

上記ア記載の株式の発行日（当該日が休日の場合には翌営業日）にその効力を生ずる。

(2) 資本準備金の額の減少

ア 減少する資本準備金の額

更生計画認可決定日から更生計画認可決定確定日後 3 か月を経過した日（当該日が休日の場合には翌営業日）までの間に、本章・第 3 節に基づく払い込まれた株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本準備金の額

イ 減少後の資本準備金の額

金 0 円

ウ 効力発生日

上記ア記載の株式の発行日（当該日が休日の場合には翌営業日）にその効力を生ずる。

- 4 管財人は、上記 1 から 3 に規定する資本金及び資本準備金の額の減少を行った後も、裁判所の許可を受けて、減少後の資本金の額を金 1 億円、減少後の資本準備金の額を金 0 円とすることができる。それらの効力発生日については、裁判所の許可を得て管財人が定める。また、管財人は、裁判所の許可を受けて、資本金及び資本準備金の額の減少により生じたその他資本剰余金について、既存のその他資本剰余金と併せ、繰越利益剰余金の損失処理に充てることにより、繰越利益剰余金の欠損の填補を行

うことができる。その場合の具体的金額及び効力発生日については、裁判所の許可を得て管財人が定める。

第3 剰余金の配当・自己株式の取得

1 剰余金の配当

会社更生手続中は、原則として、株主に対する剰余金の配当を行わない。ただし、株主に対する剰余金の配当を行うことについて適宜の方法により更生債権者等の意見を聞いた上で、裁判所の許可を得て、株主に対する剰余金の配当を行うことができる。

2 自己株式の取得

管財人は、必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、分配可能額の範囲で更生会社の株式の取得を行うことができる。取得する株式の数（更生会社が種類株式発行会社である場合には種類及び数）、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額、株式の譲渡しの申込みの期日等については、裁判所の許可を得て管財人が定める。

第4 株主に対する清算価値の保障

1 対象となる株主

会社更生法194条1項に基づき定められた「基準日」時点で更生会社の株主名簿に記載されており、かつ、当該株主名簿に記載されている株式数の全部又は一部（以下「本件対象株式」という。）を、令和12年10月末日時点において継続して保有している株主（会社更生法194条1項に基づき定められた「基準日」時点で更生会社の株主名簿に記載されていた株主から、当該株主名簿に記載されている株式全てを包括承継した株主を含む。以下、「本件対象株主」という。）は、令和12年10月末日から3か月以内に更生会社に対して書面により請求することにより、個別に下記2の適用を受けることができる。ただし、会社更生法194条1項に基づき定められた「基準日」時点で更生会社の株主名簿に記載されていた株主について、当該株主名簿に記載されている株式数の一部を売却した場合には、その残部のみを本件対象株式として下記2を適用し、その後、令和12年10月末日までに更生会社の株式を買い増したとしても、新たに増加した株式に対しては下記2を適用しない。また、本件対象株主が、本件対象株式に加えて更生会社の株式を買い増した場合には、会社更生法194条1項に基づき定め

られた「基準日」時点で更生会社の株主名簿に記載されている株式数に相当する数の株式に対してのみ下記2を適用し、新たに増加した株式に対しては下記2を適用しない。

2 支払方法

本件対象株主が保有する本件対象株式（株式の併合、株式無償割当て、株式の分割、その他の本件対象株主の意思に基づかない理由により本件対象株式の数が増減した場合においては、増減後の株式数とする。）について、令和13年3月末日限り、下記①と②とを比較し、①が②を上回っていた場合に、その差額を支払う。ただし、下記①が②と同額である場合、又は下記①が②を下回る場合には、本件対象株主が保有する本件対象株式の数に1円を乗じて算出される金額（株式の併合、株式無償割当て、株式の分割、その他の本件対象株主の意思に基づかない理由により本件対象株式の数が増減した場合には、増減した割合に応じて1株あたりの金額を調整する。）を支払う。

記

- ① 更生会社が更生手続開始決定日時点で清算した場合の残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額（株式の併合、株式無償割当て、株式の分割、その他の本件対象株主の意思に基づかない理由により本件対象株式の数が増減した場合には、増減した割合に応じて1株あたりの金額を調整する。）
- ② 本件対象株式に係る令和12年10月末日時点の評価額（当該株式が国内に開設されている取引所金融商品市場に上場している場合は、令和12年10月末日時点の当該市場における本件対象株式の終値による。）に、本件対象株主が保有する本件対象株式の数を乗じて算出される金額

3 更生債権等の弁済が早期に完了した場合の特則

更生債権等の弁済が、令和12年10月末日よりも早期に完了した場合における上記1及び2の適用については、各項中「令和12年10月末日」とあるのは、「更生債権等の弁済が完了した日の属する月の末日」とし、上記2中「令和13年3月末日限り」とあるのは、「更生債権等の弁済が完了した日から5か月後の日の属する月の末日限り」とする。

第5 株式の併合

管財人は、必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、株式の併合を

行うことができる。この場合、併合の割合、株式の併合がその効力を生ずる日、併合する株式の種類その他の事項は、裁判所の許可を得て管財人がこれを定める。

第6 株式の分割

管財人は、必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、株式の分割を行うことができる。この場合、株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式の総数に対する割合、株式の分割がその効力を生ずる日、分割する株式の種類その他の事項は、裁判所の許可を得て管財人がこれを定める。

第2節 更生債権者等に対する新株及び新株予約権の発行

第1 更生債権者に対する新株の発行

更生会社は、第3章・第3節・第1・2（2）エの定めるところにより、本D E S対象債権が消滅した場合には、次のとおり各更生債権者がA種種類株式の発行価額の払込みをしたものとみなして、A種種類株式を発行する。なお、下記5に定める日までに更生会社の普通株式の上場廃止が決定された場合、又は、管財人が裁判所の許可を得て本D E S対象債権を対象とするデット・エクイティ・スワップの全部又は一部を行わないことを決定した場合には、管財人は、本D E S対象債権の全部又は一部をデット・エクイティ・スワップの対象から除外することができ、その範囲でA種種類株式は発行されないものとする。

1 募集株式の種類

別表13（定款変更表）に基づく変更後の定款に定めるA種種類株式（以下「A種種類株式」という。）

2 募集株式の数

各更生債権者ごとの本D E S対象債権を1株あたりの払込金額で除して得られる最大整数の合計数

3 募集株式1株あたりの払込金額

1株あたり130円（ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、1株あたり130円を超える金額に改めることができる。）

4 出資の目的

以下のとおり、金銭以外の財産を出資の目的とする。

(1) 財産の内容

本D E S 対象債権

(2) 財産の価額

本D E S 対象債権の金額

5 募集株式と引き換えにする出資の目的である財産の給付の期日

更生計画認可決定確定日から3か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

6 増加する資本金及び資本準備金

(1) 資本金

本D E S 対象債権の2分の1相当額

(2) 資本準備金

本D E S 対象債権の2分の1相当額

7 募集株式の割当先

本D E S 対象債権を有する更生債権者に対し、当該更生債権者が有する本D E S 対象債権を1株あたりの払込金額で除して得られる最大整数のA種類株式を割り当てる。

第2 更生債権者等に対する新株予約権の発行

更生会社は、第3章・第1節・第3・1及び第3章・第3節・第1・2(2)オの定めるところにより、本新株予約権の払込みの対象として特定された更生債権等が消滅した場合には、次のとおり、当該更生債権等に係る更生債権者等が本新株予約権の発行価額の払込みをしたものとみなして、当該更生債権者等に対し、第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行する。ただし、下記3に定める日までの間、管財人は裁判所の許可を得て本新株予約権の全部又は一部の割当てを行わないことを決定することができる。

1 募集新株予約権の総数

第2章・第2節・第5・2及び第2章・第2節・第5・3の規定により決

定される本新株予約権割当数の合計

2 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個につき、金 1 7 8 8 円

3 割当日

更生計画認可決定確定日から 6 か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

4 割当方法

管財人は、裁判所の許可を得て、第 2 章・第 2 節・第 5・2 及び第 2 章・第 2 節・第 5・3 の規定により、本新株予約権を希望する更生債権者等に対し、本新株予約権を割り当てる。

5 新株予約権の内容

本新株予約権の内容は次のとおりとする。

1.	本新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1)	本新株予約権の目的である株式の種類は、当会社の普通株式とする。
(2)	本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、金 1,000,000 円を、その時点で有効な行使価額（下記第 2 項(2)に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。
2.	本新株予約権の行使に際して出資する財産の内容及び価額
(1)	本新株予約権の行使に際して出資する財産は、当会社に係る更生手続（東京地方裁判所令和 8 年（ミ）第 4 号）における確定更生担保権又は確定更生債権（以下、総称して「確定更生債権等」という。）であって、同更生手続において同裁判所より認可された更生計画に基づき出資の対象として特定されるものとし、その 1 個あたりの価額は、金 1,000,000 円とする。本新株予約権の行使に際して出資された確定更生債権等は、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ消滅する。
(2)	本新株予約権の行使により当会社が当会社の普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される確定更生債権等の当会社普通株式 1 株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、更生計画認可決定日に先立つ 45 取

	引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数点以下第 1 位を切り捨てる。以下同じ。）の 95%の価格とする。
(3)	① 行使価額は、初回を 2027 年 4 月末日として、以後毎年 4 月末日及び 10 月末日を行使価額修正日とし、行使価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値の 95%の価格に修正する。 ② 上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が金 200 円（以下「下限行使価額」という。ただし、本(3)乃至下記(5)による調整を受ける。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。また、上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が金 600 円（以下「上限行使価額」という。ただし、本(3)乃至下記(5)による調整を受ける。）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とする。
(4)	当会社が株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額、下限行使価額及び上限行使価額を調整する。ただし、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない本新株予約権に係る行使価額についてのみ行う。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ ※「行使価額」は、適宜「下限行使価額」・「上限行使価額」に読み替える。
(5)	行使価額、下限行使価額及び上限行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合は、管財人又は当会社は、行使価額、下限行使価額及び上限行使価額について、裁判所の許可を得たうえで、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。
3.	本新株予約権を行使することができる期間（行使期間）
	割当日以降、割当日から 10 年が経過する日まで本新株予約権を行使することができる。
4.	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
(2)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5.	譲渡による本新株予約権の取得の制限

	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6.	本新株予約権の取得事由 当会社は、当会社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合、東京証券取引所において当会社の普通株式の上場廃止が決定された場合、割当日から10年が経過した場合、その他、裁判所の許可を得て管財人が決定した場合、会社法第273条第2項の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当会社の取締役会が裁判所の許可を得て定める取得日に、本新株予約権1個あたり本新株予約権払込金額相当額と同額で、本新株予約権者（当会社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
7.	組織再編行為による承継新株予約権の交付 当会社が、当会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において行使されておらず、かつ当会社により取得されていない本新株予約権の新株予約権者に対し、その有する本新株予約権に代えて、組織再編行為の内容に応じて、合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を、以下の条件に従って交付する。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
(1)	交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。
(2)	交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
(3)	交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。
(4)	交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 承継新株予約権の行使に際して出資される財産は確定更生債権等とし、その1個あたりの価額は、1,000,000円とする。その他本要項に掲げる事項（行使価額、行使期間等を含む。）については、裁判所の許可を得て、本要項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行う。

(5)	交付する新株予約権の行使期間
	組織再編行為の効力発生日から、上記第3項に定める行使期間の末日までとする。
(6)	交付する新株予約権の行使の条件
	なし。
(7)	交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
	上記第4項に定めるところと同様とする。
(8)	譲渡による新株予約権の取得の制限
	譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
(9)	交付する新株予約権の取得事由
	なし。
(10)	組織再編行為の際の取扱い
	本第7項に定めるところと同様とする。

第3節 払込みによる新株及び新株予約権の発行

第1 払込みによる新株（普通株式）の発行

更生会社は、次のとおり第三者割当てによる新たに払込みを受けて、新株を発行する。

1 募集株式の種類

更生会社の普通株式

2 募集株式の数

管財人が653万6800株（ただし、更生会社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。）を超えない範囲、かつ、東証の上場廃止基準に反しない範囲で、裁判所の許可を得て定める数とする。

3 募集株式1株あたりの払込金額

募集株式1株につき金150円（ただし、更生会社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。）以上の金額で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。

4 出資の目的

金銭

5 募集株式と引き換えにする出資の目的である金銭の払込みの期日

更生計画認可決定確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

6 増加する資本金及び資本準備金

(1) 資本金

払込金額の総額の2分の1相当額

(2) 資本準備金

払込金額の総額の2分の1相当額

7 募集株式の割当て

募集株式は、管財人が裁判所の許可を得て指定する者に割り当てる。

第2 追加的な払込みによる新株（普通株式）の発行

管財人は、裁判所の許可を得て、本章・第5節による変更後の定款第6条に定める発行可能株式総数に満つるまで新株を発行することができる。

また、管財人は、裁判所の許可を得て、発行可能株式総数についての定款第6条をさらに変更した上、新株を発行することができる。

その場合の新株の割当ては、裁判所の許可を得て、管財人が行う。

第3 払込みによる新株（B種種類株式）の発行

更生会社は、次のとおり第三者割当てにより新たに払込みを受けて、新株（B種種類株式）を発行することができる。この場合、管財人は、本章・第5節による変更後の定款につき、裁判所の許可を得て、B種種類株式（下記8記載のただし書による内容を含む。）に係る定款変更を行う。

1 募集株式の種類

更生会社のB種種類株式

2 募集株式の数

管財人が653万6800株（ただし、更生会社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調

整される。)を超えない範囲、かつ、東証の上場廃止基準に反しない範囲で、裁判所の許可を得て定める数とする。

3 募集株式1株あたりの払込金額

募集株式1株につき金100円（ただし、更生会社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。）以上の金額で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。

4 出資の目的

金銭

5 募集株式と引き換えにする出資の目的である金銭の払込みの期日

更生計画認可決定確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

6 増加する資本金及び資本準備金

(1) 資本金

払込金額の総額の2分の1相当額

(2) 資本準備金

払込金額の総額の2分の1相当額

7 募集株式の割当て

募集株式は、管財人が裁判所の許可を得て指定する者に割り当てる。

8 その他の内容

A種種類株式と同じとする。ただし、管財人は、B種種類株式の内容について、裁判所の許可を得て、A種種類株式と異なる内容とすることができる。

第4 払込みによる新株予約権の発行

更生会社は、次のとおり第三者割当てによる新たに払込みを受けて、第2回新株予約権を発行する。

1 募集新株予約権の総数

管財人が2000個（ただし、更生会社の株式につき、株式分割、株式併

合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。)を超えない範囲、かつ、東証の上場廃止基準に反しない範囲で、裁判所の許可を得て定める数とする。

2 新株予約権の払込金額

募集新株予約権 1 個につき、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。

3 割当日

管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

4 割当方法

募集新株予約権は、管財人が裁判所の許可を得て指定する者に割り当てる。

5 新株予約権の内容

第 2 回新株予約権の内容は次のとおりとする。

1.	第 2 回新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1)	第 2 回新株予約権の目的である株式の種類は、当会社の普通株式とする。
(2)	第 2 回新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、金 1,000,000 円を、その時点で有効な行使価額（下記第 2 項(2)に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。
2.	第 2 回新株予約権の行使に際して出資する財産の内容及び価額
(1)	第 2 回新株予約権の行使に際して出資する財産は、金銭とし、その価額は、金 1,000,000 円とする。
(2)	第 2 回新株予約権の行使により当社が当会社の普通株式を交付する場合において、第 2 回新株予約権の行使に際して出資される金銭の当社普通株式 1 株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、第 2 回新株予約権の発行決定日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数点以下第 1 位を切り捨てる。以下同じ。）の 95%の価格とする。
(3)	① 行使価額は、初回を第 2 回新株予約権の発行後最初に到来する 4 月末日又は

	10 月末日のいずれか早い日として、以後毎年 4 月末日及び 10 月末日を行使価額修正日とし、行使価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値の 95% の価格に修正する。 ② 上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が下限行使価額（管財人が裁判所の許可を得て定める。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。また、上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が上限行使価額（管財人が裁判所の許可を得て定める。）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とする。
(4)	当会社が株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額、下限行使価額及び上限行使価額を調整する。ただし、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない第 2 回新株予約権に係る行使価額についてのみ行う。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ ※「行使価額」は、適宜「下限行使価額」・「上限行使価額」に読み替える。
(5)	行使価額、下限行使価額及び上限行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合は、管財人又は当会社は、行使価額、下限行使価額及び上限行使価額について、裁判所の許可を得たうえで、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。
3.	第 2 回新株予約権を行使することができる期間（行使期間）
	割当日以降、割当日から 10 年が経過する日まで第 2 回新株予約権を行使することができる。
4.	第 2 回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
(2)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5.	譲渡による第 2 回新株予約権の取得の制限
	譲渡による第 2 回新株予約権の取得については、当会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6.	第 2 回新株予約権の取得事由
	当会社は、当会社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を

	締結した場合、東京証券取引所において当会社の普通株式の上場廃止が決定された場合、割当日から10年が経過した場合、その他、裁判所の許可を得て管財人が決定した場合、会社法第273条第2項の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当会社の取締役会が裁判所の許可を得て定める取得日に、第2回新株予約権1個あたり第2回新株予約権の払込金額と同額で、第2回新株予約権者（当会社を除く。）の保有する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
7.	組織再編行為による承継新株予約権の交付
	当会社が、当会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において行使されておらず、かつ当会社により取得されていない第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する第2回新株予約権に代えて、組織再編行為の内容に応じて、合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を、以下の条件に従って交付する。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
(1)	交付する再編対象会社の新株予約権の数
	新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。
(2)	交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
	再編対象会社の普通株式とする。
(3)	交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
	管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。
(4)	交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
	承継新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1,000,000円とする。その他本要項に掲げる事項（行使価額、行使期間等を含む。）については、裁判所の許可を得て、本要項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行う。
(5)	交付する新株予約権の行使期間
	組織再編行為の効力発生日から、上記第3項に定める行使期間の末日までとする。

(6)	交付する新株予約権の行使の条件
	なし。
(7)	交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
	上記第4項に定めるところと同様とする。
(8)	譲渡による新株予約権の取得の制限
	譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
(9)	交付する新株予約権の取得事由
	なし。
(10)	組織再編行為の際の取扱い
	本第7項に定めるところと同様とする。

第4節 役員の選任等

第1 役員の選任

次の者を役員に選任する。管財人石田雅文は、更生計画認可決定の時をもって管財人を退任し、取締役就任する。

1 取締役

石 田 雅 文
奥 村 竜 弥
前 田 千代子（四十山 千代子）

2 監査役

大 田 貴 之
長谷川 正 勝
大 橋 大 輔

3 会計監査人

監査法人アリア

以上の役員以外の役員については、会社更生法211条4項に基づき、更生計画認可決定の時に退任する。

第2 代表取締役の選定

次の者を代表取締役に選定する。

石 田 雅 文

住所：愛知県日進市赤池一丁目 1 9 0 1 番地

第 3 取締役及び監査役の任期

本節・第 1 記載の取締役、監査役及び会計監査人並びに本節・第 2 記載の代表取締役の任期は、更生計画認可決定の日から 1 年又は同決定の日から 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

第 4 役員の変更、補充又は増員

本節・第 3 記載の任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。ただし、管財人が適当と認めるときは、裁判所の許可を得て、取締役、監査役及び会計監査人の選任方法を、更生会社の定款に基づく会社法 3 0 9 条 1 項の株主総会による普通決議の方法とすることができる。変更又は補充により選任又は選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。

第 5 任期満了に伴う役員選任等

役員について任期が満了したときは、管財人が、裁判所の許可を得て、新たな役員を選任又は選定する。なお、従前選任又は選定された役員の全部又は一部を再度選任又は選定することを妨げない。管財人によって選任又は選定された役員の任期は、下記のとおりとする。

取締役 1 年

代表取締役 1 年

監査役 1 年

会計監査人 1 年

ただし、管財人が適当と認めるときは、裁判所の許可を得て、取締役、監査役及び会計監査人の選任方法を、更生会社の定款に基づく会社法 3 0 9 条 1 項の株主総会による普通決議の方法とすることができる。なお、管財人が更生会社の役員を選任又は選定の権限を有する間は、更生会社の株主総会は、更生会社の役員を選任権限を有しない。

第 6 役員の報酬

更生会社の役員は、更生手続終結までの間の報酬を更生会社に請求することはできない。

ただし、更生計画認可決定後、会社更生法 72 条 4 項前段の規定による裁判所の決定に基づき当該役員がその権限を回復している期間に限り、同法 66 条 2 項の規定により、裁判所の許可を得て管財人が決定した報酬を請求することができる。

第 7 取締役等の権限の回復

1 取締役及び監査役の権限の回復

管財人は、取締役会及び監査役会の実効性及び内部管理体制が確立されたと判断するときその他適切と認めるときは、会社更生法 72 条 4 項前段及び 5 項に基づき、管財人の申立てに基づく裁判所の決定により、同法 72 条 1 項の規定について、更生計画認可決定後の更生会社に対して適用されないものとし、これにより、取締役（取締役会を含む。）及び監査役（監査役会を含む。）の権限を回復させることができる。この場合、本更生計画案において、管財人が更生会社の事業経営権及び財産管理処分権に基づき行うものとされている行為については、更生会社が行うものとして適宜読み替えて規定を適用する。

2 管財人による監督

上記 1 の規定に基づき取締役（取締役会を含む。）及び監査役（監査役会を含む。）がその権限を回復したときは、管財人は、取締役（取締役会を含む。）及び監査役（監査役会を含む。）を監督する。管財人は、会社更生法 72 条 4 項後段に基づく監督権の行使にあたっては、更生会社及び子会社等の取締役会及び監査役会に出席することができるものとし、取締役、監査役及び使用人に対して、必要な助言を与えるとともに、同法 77 条 1 項及び 2 項に基づき、更生会社及び子会社等に対して、その業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

3 役員の変更又は回復した権限の取消し

上記 2 に規定する監督の結果、管財人が必要と認めるときは、管財人は、本節・第 4 に基づき裁判所の許可を得て役員を変更し、又は会社更生法 72 条 6 項に基づき上記 1 に規定する役員の権限の回復の取消しを求めることができる。

第 5 節 定款の変更

更生会社は、更生計画認可決定日をもって、定款の一部を別表 13（定款変更表）記載のとおり変更する。

管財人は、更生計画の認可決定後も、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。

第6節 事業譲渡等

管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て、事業譲渡等（会社法468条1項に規定する事業譲渡等をいう。以下同じ。）を行うことができる。この場合、事業譲渡等の目的物、対価、相手方その他の事項は、裁判所の許可を得て、管財人がこれを定める。

第 10 章 その他の事項

会社更生法 167 条 1 項 6 号又は 7 号に該当する事項はない。ただし、金融商品取引法上の課徴金が課される可能性がある。

別 表

別 表 一 覧

- 1 -1 貸借対照表（帳簿価額）令和8年5月8日現在
- 2 貸借対照表（財産評定後）令和8年5月8日現在
- 3 貸借対照表（清算価値）令和8年5月8日現在
- 2 損益計算書（令和8年5月9日～令和8年7月31日）
- 3 事業損益計画表
- 4 弁済計画総括表
- 5 -1 更生担保権弁済計画表
（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権）
- 2 更生担保権弁済計画表
（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権）
- 3 更生担保権弁済計画表
（預金に係る更生担保権）
- 6 -1 一般更生債権弁済計画表
（事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権））
- 2 一般更生債権弁済計画表
（事業収益弁済（保証債務履行請求権））
- 3 一般更生債権弁済計画表
（事業収益弁済（求償権））
- 4 一般更生債権弁済計画表
（デット・エクイティ・スワップ）
- 7 -1 存続する担保権一覧表（不動産）
- 2 存続する担保権一覧表（預金）
- 8 -1 担保権の目的物一覧表（土地）
- 2 担保権の目的物一覧表（建物）
- 3 担保権の目的物一覧表（区分所有建物）
- 9 未確定更生担保権一覧表
- 10 未確定一般更生債権一覧表
- 11 弁済した更生債権等一覧表
- 12 共益債権支払実績及び未払残高表
- 13 定款変更表

貸 借 対 照 表

(帳 簿 価 額)

令和8年5月8日現在

更生会社 株式会社トーシンホールディングス

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
【流動資産】	2,522,932,805	【流動負債】	7,226,570,366
現金及び預金	1,261,725,379	買掛金	1,246,820
売掛金	30,691,191	短期借入金	4,739,856,868
商品及び製品	18,510,825	1年内返済予定の長期借入金	1,222,082,000
原材料及び貯蔵品	196,690	リース債務	11,576,010
前払金	2,000,000	未払金	1,073,865,843
前払費用	19,733,141	未払費用	52,066,844
未収入金	990,358,657	未払法人税等	8,315,200
預け金	23,300,000	未払消費税等	735,500
立替金	176,416,922	未払配当金	2,054,777
		預り金	27,114,959
		前受金	18,590,730
【固定資産】	12,861,852,579	前受収益	1,631,034
(有形固定資産)	11,079,283,034	賞与引当金	8,033,781
建物	4,593,302,872	訂正関連費用引当金	59,400,000
建物附属設備	937,265,525		
構築物	86,321,176	【固定負債】	7,813,593,496
車両運搬具	7,552,804	長期借入金	6,117,337,000
工具、器具及び備品	5,141,555	リース債務	40,062,968
土地	5,401,974,766	長期末払金	215,985,480
リース資産	47,724,336	退職給付引当金	5,949,400
		預り敷金	224,104,207
(無形固定資産)	113,829,603	預り保証金	96,654,000
借地権	111,500,000	役員退職慰労引当金	123,338,000
電話加入権	2,329,600	資産除去債務	8,835,600
ソフトウェア	3	関係会社事業損失引当金	817,075,854
		繰延税金負債	164,250,987
(投資その他の資産)	1,668,739,942	<負債の部計>	15,040,163,862
投資有価証券	58,695,600	【株主資本】	318,890,815
関係会社株式	110,630,001	[資本金]	742,099,959
出資金	10,000	[資本剰余金]	880,617,239
長期貸付金	30,880,952	資本準備金	880,617,239
関係会社長期貸付金	1,353,238,732	[利益剰余金]	△ 1,253,783,402
長期前払費用	79,145,592	利益準備金	54,942,000
敷金保証金	41,352,334	その他利益剰余金	
差入保証金	5,000,000	圧縮積立金	313,317,787
会員権	26,027,273	別途積立金	195,000,000
長期性預金	108,929,289	繰越利益剰余金	△ 1,817,043,189
デリバティブ資産	8,495,169	[自己株式]	△ 50,042,981
貸倒引当金	△ 153,665,000	【評価・換算差額等】	25,730,707
		その他有価証券評価差額金	25,730,707
		<純資産の部計>	344,621,522
<<資産の部計>>	15,384,785,384	<<負債・純資産の部計>>	15,384,785,384

※財産評定書提出日現在、貸借対照表（帳簿価額）につき、会計監査人による会計監査は未了である。

貸 借 対 照 表

(財 産 評 定 後)

令和8年5月8日現在

更生会社 株式会社トーシンホールディングス

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
【流動資産】	1,362,223,322	共益債権等	
現金及び預金	382,261,445	【流動負債】	208,645,502
売掛金	9,255,002	買掛金	1,246,820
商品及び製品	18,510,825	短期借入金	0
原材料及び貯蔵品	196,690	1年内返済予定の長期借入金	0
前払金	2,000,000	リース債務	11,576,010
前払費用	19,733,141	未払金	68,593,354
未収入金	730,666,844	未払費用	1,353,337
預け金	23,300,000	未払法人税等	8,315,200
立替金	176,299,375	未払消費税等	735,500
		未払配当金	2,054,777
【固定資産】	14,640,578,127	預り金	27,114,959
(有形固定資産)	11,079,283,034	前受金	18,590,730
建物	4,593,302,872	前受収益	1,631,034
建物附属設備	937,265,525	賞与引当金	8,033,781
構築物	86,321,176	訂正関連費用引当金	59,400,000
車両運搬具	7,552,804		
工具、器具及び備品	5,141,555	【固定負債】	1,502,135,496
土地	5,401,974,766	長期借入金	0
リース資産	47,724,336	リース債務	40,062,968
		長期未払金	21,864,480
(無形固定資産)	113,829,603	退職給付引当金	5,949,400
借地権	111,500,000	預り敷金	224,104,207
電話加入権	2,329,600	預り保証金	96,654,000
ソフトウェア	3	役員退職慰労引当金	123,338,000
		資産除去債務	8,835,600
(投資その他の資産)	3,447,465,490	関係会社事業損失引当金	817,075,854
投資有価証券	58,695,600	繰延税金負債	164,250,987
関係会社株式	110,630,001		
出資金	10,000	更生債権等	14,139,727,350
長期貸付金	30,880,952	一般更生債権	2,271,631,327
関係会社長期貸付金	694,000,000	更生担保権	11,868,096,023
長期前払費用	79,145,592		
敷金保証金	41,352,334	<負債の部計>	15,850,508,348
差入保証金	5,000,000		
会員権	26,027,273	【株主資本】	126,562,394
長期性預金	0		
デリバティブ資産	0	[資本金]	742,099,959
求償権	2,555,388,738		
貸倒引当金	△ 153,665,000	[資本剰余金]	880,617,239
		資本準備金	880,617,239
		[利益剰余金]	△ 1,446,111,823
		利益準備金	54,942,000
		その他利益剰余金	
		圧縮積立金	313,317,787
		別途積立金	195,000,000
		繰越利益剰余金	△ 2,009,371,610
		[自己株式]	△ 50,042,981
		【評価・換算差額等】	25,730,707
		その他有価証券評価差額金	25,730,707
		<純資産の部計>	152,293,101
<<資産の部計>>	16,002,801,449	<<負債・純資産の部計>>	16,002,801,449

貸 借 対 照 表

(清 算 価 値)

令和8年5月8日現在

更生会社 株式会社トーシンホールディングス

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
【流動資産】	1,311,257,438	優先債権及び一般債権	
現金及び預金	382,261,445	【流動負債】	270,180,521
売掛金	9,119,202	買掛金	1,246,820
商品及び製品	9,255,413	短期借入金	0
原材料及び貯蔵品	157,352	1年内返済予定の長期借入金	0
前払金	2,000,000	リース債務	11,576,010
前払費用	2,648,190	未払金	138,162,154
未収入金	706,216,461	未払費用	1,353,337
預け金	23,300,000	未払法人税等	8,315,200
立替金	176,299,375	未払消費税等	735,500
		未払配当金	2,054,777
【固定資産】	11,693,459,866	預り金	27,114,959
(有形固定資産)	9,883,735,818	前受金	18,590,730
建物	4,149,406,070	前受収益	1,631,034
建物附属設備	0	賞与引当金	0
構築物	0	訂正関連費用引当金	59,400,000
車両運搬具	5,286,962		
工具、器具及び備品	1,618,233	【固定負債】	1,503,011,324
土地	5,717,681,430	長期借入金	0
リース資産	9,743,123	リース債務	40,062,968
		長期未払金	21,864,480
(無形固定資産)	206,610,000	退職給付引当金	11,747,700
借地権	206,610,000	預り敷金	224,104,207
電話加入権	0	預り保証金	96,654,000
ソフトウェア	0	役員退職慰労引当金	0
		資産除去債務	784,700
(投資その他の資産)	1,603,114,048	関係会社事業損失引当金	0
投資有価証券	58,695,600	繰延税金負債	0
関係会社株式	749,222,416	清算費用引当金	286,680,392
出資金	10,000	担保権解除費用引当金	821,112,877
長期貸付金	0	破産債権等	12,040,783,001
関係会社長期貸付金	694,000,000	一般破産債権（金融債権等）	2,579,546,865
長期前払費用	0	別除権付破産債権	8,909,283,132
敷金保証金	33,104,434	開始後遅延損害金引当額	551,953,004
差入保証金	3,500,000		
会員権	17,448,000	<負債の部計>	13,813,974,846
長期性預金	0		
デリバティブ資産	0		
求償権	47,133,598	<純資産の部計>	△ 809,257,542
貸倒引当金	0		
<<資産の部計>>	13,004,717,304	<<負債・純資産の部計>>	13,004,717,304

損益計算書

(令和8年5月9日～令和8年7月31日)

(単位：千円)

区分	金額
売上高	229,093
売上原価	6,067
売上総利益	223,026
販売費及び一般管理費	359,995
営業利益	-136,969
営業外収益	72,143
営業外費用	51,756
経常利益	-116,582
特別利益	8,075
特別損失	0
税引前当期純利益	-108,508
法人税、住民税及び事業税	262
法人税等調整額	0
法人税等	0
当期純利益	-108,770

事業損益計画表

	1年目 27/4期	2年目 28/4期	3年目 29/4期	4年目 30/4期	5年目 31/4期	6年目 32/4期	7年目 33/4期	8年目 34/4期	9年目 35/4期	10年目 36/4期	11年目 37/4期	12年目 38/4期	13年目 39/4期	14年目 40/4期	15年目 41/4期
(百万円)															
純売上高	17,685	17,548	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021	17,021
売上総利益	3,162	3,126	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
売上総利益率(%)	18%	18%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
営業利益	419	445	342	327	308	298	283	267	261	258	264	264	266	266	266
営業利益率(%)	2%	3%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%
経常利益	260	315	290	276	261	256	246	235	233	236	247	252	259	265	294
経常利益率(%)	1%	2%	2%	2%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	2%
当期純利益	▲211	1,000	181	172	161	158	151	144	142	144	151	155	160	164	965
EBITDA	755	772	589	589	589	589	589	589	589	589	589	589	589	589	589
資産合計	17,355	13,764	13,295	13,189	13,063	12,929	12,780	12,615	12,446	12,275	12,113	11,949	11,789	11,627	9,876
流動資産	4,605	5,010	4,628	4,624	4,620	4,618	4,615	4,611	4,611	4,611	4,615	4,616	4,619	4,620	4,676
現金	755	1,172	786	782	777	775	772	769	768	769	772	774	777	778	834
売上債権・棚卸資産	3,026	3,015	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019
その他流動資産	823	823	823	823	823	823	823	823	823	823	823	823	823	823	823
固定資産	12,751	8,754	8,667	8,564	8,443	8,311	8,165	8,004	7,835	7,664	7,498	7,333	7,170	7,006	5,199
投資その他資産	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438
負債合計	16,437	11,845	11,195	10,917	10,630	10,339	10,039	9,729	9,418	9,103	8,790	8,471	8,151	7,825	5,109
流動負債	8,959	7,255	6,753	6,627	6,497	6,366	6,230	6,090	5,950	5,808	5,669	5,526	5,383	5,237	4,101
短期借入金	5,299	3,136	3,020	2,899	2,774	2,644	2,512	2,375	2,235	2,092	1,950	1,806	1,660	1,512	
その他流動負債	3,660	4,119	3,733	3,728	3,723	3,722	3,719	3,715	3,715	3,715	3,719	3,720	3,723	3,724	4,101
固定負債	7,478	4,590	4,442	4,290	4,133	3,972	3,808	3,640	3,469	3,295	3,121	2,945	2,768	2,588	1,008
長期借入金	5,738	3,131	3,015	2,895	2,769	2,640	2,508	2,371	2,232	2,090	1,947	1,803	1,658	1,510	
その他固定負債	1,740	1,459	1,427	1,395	1,364	1,332	1,300	1,269	1,237	1,205	1,174	1,142	1,110	1,079	1,008
純資産合計	919	1,919	2,100	2,271	2,433	2,591	2,742	2,885	3,028	3,172	3,323	3,478	3,638	3,802	4,766
負債純資産合計	17,355	13,764	13,295	13,189	13,063	12,929	12,780	12,615	12,446	12,275	12,113	11,949	11,789	11,627	9,876
営業CF	▲892	547	40	430	438	448	454	462	470	476	480	482	486	488	456
投資CF	2,692	4,676	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	▲160	2,632
財務CF	▲3,691	▲4,806	▲267	▲274	▲283	▲290	▲297	▲306	▲311	▲316	▲317	▲323	▲328	▲328	▲3,032
現金増減	▲1,890	417	▲386	▲4	▲4	▲2	▲3	▲4	▲0	0	4	1	3	1	56
FCF	1,800	5,223	▲120	270	278	288	294	302	310	316	320	322	326	328	3,088
期末現金残高	755	1,172	786	782	777	775	772	769	768	769	772	774	777	778	834
借入金残高	11,037	6,267	6,036	5,794	5,543	5,285	5,020	4,746	4,467	4,183	3,898	3,609	3,318	3,022	-
債務償還年数(NetDebt / EBITDA)	14	7	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4	4	-

(注1)更生計画案提出日時点における更生会社の定款記載の事業年度を基準に作成している。
(注2)本事業損益計画表においては、売却を予定している担保不動産の大宗につき、計画1年目から2年目にかけて売却が完了するとの前提を置いて試算をしているが、各担保不動産の実際の売却時期はこれと異なる可能性がある。

弁済計画総括表

	弁済方法（更生債権等の種類）	件数	関連 別表	債権額	弁済額
更生担保権	事業収益弁済（不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権）	14	5-1	10,252,165,263 及び額未定	10,252,165,263 及び額未定
	事業収益弁済（不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権）	4	5-2	1,456,829,388 及び額未定	1,456,829,388 及び額未定
	一括弁済（預金に係る更生担保権）	2	5-3	159,100,345 及び額未定	159,100,345 及び額未定
	小 計	20		11,868,094,996 及び額未定	11,868,094,996 及び額未定
一般更生債権	事業収益弁済（更生会社を主債務者とする一般更生債権）	13	6-1	1,143,295,854 及び額未定	1,143,295,854 及び額未定
	事業収益弁済（保証債務履行請求権）	6	6-2	914,748,835 及び額未定	914,748,835 及び額未定
	事業収益弁済（求償権）	1	6-3	2,680,601,651 及び額未定	2,680,601,651 及び額未定
	デット・エクイティ・スワップ（一般更生債権のうち、開始前利息（注1）、開始前損害金（注2）、開始後利息・損害金（注3）部分）	15	6-4	210,889,591 及び額未定	210,889,591 及び額未定
	小 計	35		4,949,535,931 及び額未定	4,949,535,931 及び額未定
	合 計	55		16,817,630,927 及び額未定	16,817,630,927 及び額未定

（注1）「開始前利息」とは、更生手続開始決定前に発生した利息をいう。

（注2）「開始前損害金」とは、更生手続開始決定前に発生した損害金をいう。

（注3）「開始後利息・損害金」とは、更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに発生した利息又は損害金をいう。

更生担保権弁済計画表

(不動産に係る更生会社を主債務者とする更生担保権)

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定更生担保権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済期	
						第1回弁済期 ～第14回弁済期	第15回弁済期
1	101	株式会社あいち銀行	元本	85,450,620	85,450,620	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息 (注1)	0	0	0	0
			開始前損害金 (注2)	0	0	0	0
			開始後利息・損害金 (注3)	0	0	0	0
2	103	株式会社十六銀行	認可決定後利息 (注4)		額未定	額未定	額未定
			元本	806,846,841	806,846,841	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	2,479,214	2,479,214	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金	365,111	365,111	額未定	確定更生担保権残額
3	104	株式会社三十三銀行	開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
			元本	99,298,799	99,298,799	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
4	105	瀬戸信用金庫	開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
			元本	676,301,248	676,301,248	額未定	確定更生担保権残額
5	106	株式会社三菱UFJ銀行	開始前利息	1,105,585	1,105,585	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
			元本	4,441,870,373	4,441,870,373	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	19,751,550	19,751,550	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金	22,969,262	22,969,262	額未定	確定更生担保権残額
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定更生担保権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済期	
						第1回弁済期 ～第14回弁済期	第15回弁済期
6	107	株式会社大垣共立銀行	元本	477,188,106	477,188,106	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	2,419,041	2,419,041	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金	360,739	360,739	額未定	確定更生担保権残額
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息	額未定	額未定	額未定	額未定
7	108	愛知県	元本	258,828,000	258,828,000	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	268,365	268,365	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息	額未定	額未定	額未定	額未定
8	109	株式会社りそな銀行	元本	176,847,088	176,847,088	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息	額未定	額未定	額未定	額未定
9	110	株式会社商工組合中央金庫	元本	108,945,520	108,945,520	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息	額未定	額未定	額未定	額未定
10	111	株式会社百五銀行	元本	162,303,107	162,303,107	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息	額未定	額未定	額未定	額未定

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定更生担保権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済期	
						第1回弁済期 ～第14回弁済期	第15回弁済期
11	112	株式会社名古屋銀行	元本	214,412,894	214,412,894	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
12	113	株式会社三井住友銀行	元本	2,565,405,859	2,565,405,859	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	3,333,760	3,333,760	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金	480,985	480,985	額未定	確定更生担保権残額
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
13	114	株式会社関西みらい銀行	元本	88,937,425	88,937,425	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
14	115	株式会社みずほ銀行	元本	35,995,771	35,995,771	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
以上14件合計							
				10,198,631,651	10,198,631,651	額未定	確定更生担保権残額
				29,357,515	29,357,515	額未定	確定更生担保権残額
				24,176,097	24,176,097	額未定	確定更生担保権残額
				額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
					額未定	額未定	額未定

(注1) 「開始前利息」とは、更生手続開始決定前に発生した利息をいう。

(注2) 「開始前損害金」とは、更生手続開始決定前に発生した損害金をいう。

(注3) 「開始後利息・損害金」とは、更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに発生した利息又は損害金をいう。

(注4) 「認可決定後利息」とは、確定更生担保権の元本部分について、更生計画認可決定日の翌日から発生する利息をいう。

更生担保権弁済計画表
(不動産に係る子会社を主債務者とする更生担保権)

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定更生担保権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済期	
						第1回弁済期 ～第14回弁済期	第15回弁済期
1	101	株式会社あいち銀行	元本	35,179,753	35,179,753	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息 (注1)	0	0	0	0
			開始前損害金 (注2)	0	0	0	0
			開始後利息・損害金 (注3)	0	0	0	0
			認可決定後利息 (注4)		額未定	額未定	額未定
2	102	株式会社静岡銀行	元本	588,655,750	588,655,750	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
3	106	株式会社三菱UFJ銀行	元本	611,309,808	611,309,808	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	3,295,581	3,295,581	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金	1,168,230	1,168,230	額未定	確定更生担保権残額
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定
4	110	株式会社商工組合中央金庫	元本	217,220,266	217,220,266	額未定	確定更生担保権残額
			開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	0	0	0	0
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定更生担保権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済期		
						第1回弁済期 ～第14回弁済期	第15回弁済期	
以上4件合計			元本	1,452,365,577	1,452,365,577	額未定	確定更生担保権残額	
			開始前利息		3,295,581	3,295,581	額未定	確定更生担保権残額
			開始前損害金		1,168,230	1,168,230	額未定	確定更生担保権残額
			開始後利息・損害金		額未定	額未定	額未定	確定更生担保権残額
			認可決定後利息			額未定	額未定	額未定

(注1) 「開始前利息」とは、更生手続開始決定前に発生した利息をいう。

(注2) 「開始前損害金」とは、更生手続開始決定前に発生した損害金をいう。

(注3) 「開始後利息・損害金」とは、更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに発生した利息又は損害金をいう。

(注4) 「認可決定後利息」とは、確定更生担保権の元本部分について、更生計画認可決定日の翌日から発生する利息をいう。

更生担保権弁済計画表
(預金に係る更生担保権)

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定更生担保権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済日
						更生計画認可決定日から1か月以内
1	102	株式会社静岡銀行	元本	24,038,153	24,038,153	24,038,153
			認可決定後利息(注)		額未定	額未定
2	106	株式会社三菱UFJ銀行	元本額	135,062,192	135,062,192	135,062,192
			認可決定後利息		額未定	額未定
以上2件合計			元本額	159,100,345	159,100,345	159,100,345
			認可決定後利息		額未定	額未定

(注)「認可決定後利息」とは、確定更生担保権の元本部分について、更生計画認可決定日の翌日から発生する利息をいう。

一般更生債権弁済計画表
(事業収益弁済(更生会社を主債務者とする一般更生債権))

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定一般更生債権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済日		
						第1回更生担保権弁済期 ～更生担保権の最終弁済期(注1)	第1回更生債権弁済期以降	最終弁済期
1	209	トーションコーポレーション株式会社	元本	300,170,501	300,170,501	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息(注2)		額未定	額未定	額未定	確定一般更生債権残額
2	214	株式会社あいichi銀行	元本	51,924,810	51,924,810	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	確定一般更生債権残額
3	215	株式会社十六銀行	元本	214,054,937	214,054,937	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
4	216	株式会社三十三銀行	元本	60,664,585	60,664,585	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
5	217	瀬戸信用金庫	元本	87,972,015	87,972,015	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
6	219	株式会社大垣共立銀行	元本	12,943,187	12,943,187	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息			額未定	額未定	額未定
7	220	株式会社りそな銀行	元本	108,100,912	108,100,912	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
8	221	株式会社商工組合中央金庫	元本	66,511,348	66,511,348	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
9	222	株式会社百五銀行	元本	99,084,123	99,084,123	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
10	223	株式会社名古屋銀行	元本	8,602,767	8,602,767	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息			額未定	額未定	額未定
11	224	株式会社三井住友銀行	元本	56,928,399	56,928,399	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息			額未定	額未定	確定一般更生債権残額
12	225	株式会社関西西みらい銀行	元本	54,364,575	54,364,575	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
13	226	株式会社みずほ銀行	元本	21,973,695	21,973,695	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定
以上13件合計				1,143,295,854	1,143,295,854	0	額未定	確定一般更生債権残額
					額未定	額未定	額未定	額未定

(注1) 本更生計画案第3章・第3節・第1・2(2)ウの規定に基づき、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始する場合に、管財人が、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始することについて裁判所の許可を得た日の属する事業年度の末日から4か月後の応当日より、「第1回更生債権弁済期以降」欄記載の弁済を行う。

(注2) 「認可決定後利息」とは、確定一般更生債権の元本部分について、更生計画認可決定日の翌日から発生する利息をいう。

一般更生債権弁済計画表
(事業収益弁済 (保証債務履行請求権))

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定一般更生債権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済日		
						第1回更生担保権弁済期 ～更生担保権の最終弁済期 (注)	第1回更生債権弁済期以降	最終弁済期
1	202	株式会社芙蓉総合リース	元本 認可決定後利息 (注2)	1,494,680 額未定	1,494,680 額未定	0 額未定	額未定	確定一般更生債権残額 額未定
2	207	NECキャピタルソリューション株式会社	元本 認可決定後利息	32,033,430 額未定	32,033,430 額未定	0 額未定	額未定	確定一般更生債権残額 額未定
3	213	十六リース株式会社	元本 認可決定後利息	11,748,991 額未定	11,748,991 額未定	0 額未定	額未定	確定一般更生債権残額 額未定
4	221	株式会社商工組合中央金庫	元本 認可決定後利息	132,779,734 額未定	132,779,734 額未定	0 額未定	額未定	確定一般更生債権残額 額未定
5	223	株式会社名古屋銀行	元本 認可決定後利息	325,820,000 額未定	325,820,000 額未定	0 額未定	額未定	確定一般更生債権残額 額未定
6	225	株式会社関西西みらい銀行	元本 認可決定後利息	410,872,000 額未定	410,872,000 額未定	0 額未定	額未定	確定一般更生債権残額 額未定
以上6件合計				914,748,835	914,748,835	0	額未定	確定一般更生債権残額 額未定

(注1) 本更生計画第3章・第3節・第1・2 (2) ウの規定に基づき、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始する場合には、管財人が、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始することについて裁判所の許可を得た日の属する事業年度の末日から4か月後の応当日より、「第1回更生債権弁済期以降」欄記載の弁済を行う。

(注2) 「認可決定後利息」とは、確定一般更生債権の元本部分について、更生計画認可決定日の翌日から発生する利息をいう。

一般更生債権弁済計画表
(事業収益弁済 (求償権))

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定一般更生債権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	弁済日		
						第1回更生担保権弁済期 ～更生担保権の最終弁済期 (注1)	第1回更生債権弁済期以降	最終弁済期
1	210	トーションリゾート株式会社	元本額	2,680,601,651	2,680,601,651	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	
		以上1件合計	元本額	2,680,601,651	2,680,601,651	0	額未定	確定一般更生債権残額
			認可決定後利息		額未定	額未定	額未定	額未定

(注1) 本更生計画案第3章・第3節・第1・2(2)ウの規定に基づき、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始する場合には、管財人が、更生担保権の弁済が完了する前に更生債権の弁済を開始することについて裁判所の許可を得た日の属する事業年度の末日から4か月後の応当日より、「第1回更生債権弁済期以降」欄記載の弁済を行う。

(注2) 「認可決定後利息」とは、確定一般更生債権の元本部分について、更生計画認可決定日の翌日から発生する利息をいう。

一般更生債権弁済計画表
(デット・エクイティ・スワップ)

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定一般更生債権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	払込みがあったとみなされる日	
						更生計画認可決定日から3か月以内に到来する日	であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日
1	207	NECキャピタルソリューション株式会社	開始前利息 (注1)	0	0	0	0
			開始前損害金 (注2)	0	0	0	0
			開始後利息・損害金 (注3)	額未定	額未定	額未定	額未定
2	209	トーションコーポレーション株式会社	開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定
3	210	トーションリゾート株式会社	開始前利息	0	0	0	0
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定
4	214	株式会社あいち銀行	開始前利息	4,226,588	4,226,588	4,226,588	4,226,588
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定
5	215	株式会社十六銀行	開始前利息	2,217,360	2,217,360	2,217,360	2,217,360
			開始前損害金	12,956,078	12,956,078	12,956,078	12,956,078
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定
6	216	三十三銀行	開始前利息	32,986	32,986	32,986	32,986
			開始前損害金	7,118,903	7,118,903	7,118,903	7,118,903
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定
7	217	瀬戸信用金庫	開始前利息	346,629	346,629	346,629	346,629
			開始前損害金	0	0	0	0
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定
8	219	株式会社大垣共立銀行	開始前利息	178,042	178,042	178,042	178,042
			開始前損害金	154,503	154,503	154,503	154,503
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定
9	220	株式会社りそな銀行	開始前利息	1,580,139	1,580,139	1,580,139	1,580,139
			開始前損害金	2,228,743	2,228,743	2,228,743	2,228,743
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	額未定

一般更生債権弁済計画表 (デット・エクイティ・スワップ)

整理 番号	届出 番号	債権者名	項目	確定一般更生債権額 (単位：円)	弁済総額 (単位：円)	払込みがあったとみなされる日	
						更生計画認可決定日から3か月以内に到来する日	であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日
10	221	株式会社商工組合中央金庫	開始前利息	136,576	136,576	136,576	
			開始前損害金	32,163,499	32,163,499	32,163,499	
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	
11	222	株式会社百五銀行	開始前利息	548,965	548,965	548,965	
			開始前損害金	12,273,972	12,273,972	12,273,972	
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	
12	223	株式会社名古屋銀行	開始前利息	112,177	112,177	112,177	
			開始前損害金	547,018	547,018	547,018	
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	
13	224	株式会社三井住友銀行	開始前利息	1,265,952	1,265,952	1,265,952	
			開始前損害金	122,924,982	122,924,982	122,924,982	
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	
14	225	株式会社関西西みらい銀行	開始前利息	2,776,279	2,776,279	2,776,279	
			開始前損害金	963,214	963,214	963,214	
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	
15	226	株式会社みずほ銀行	開始前利息	0	0	0	
			開始前損害金	6,136,986	6,136,986	6,136,986	
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	
以上15件合計			開始前利息	13,421,693	13,421,693	13,421,693	
			開始前損害金	197,467,898	197,467,898	197,467,898	
			開始後利息・損害金	額未定	額未定	額未定	

(注1) 「開始前利息」とは、更生手続開始決定前に発生した利息をいう。

(注2) 「開始前損害金」とは、更生手続開始決定前に発生した損害金をいう。

(注3) 「開始後利息・損害金」とは、更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに発生した利息又は損害金をいう。

存続する担保権一覧表
(不動産)

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況				共同担保 目録番号		担保権の目的物一覧				新しい債権額（注）			
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号	物件通称	別表	物件番号	校番 号				
1	101	株式会社あいち銀行	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（＜）	（わ）第2322号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	2,793,817		
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（＜）	（わ）第2322号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（＜）	（わ）第2322号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（＜）	（わ）第2322号	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（＜）	（わ）第2323号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	16,147,314		
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（＜）	（わ）第2323号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（＜）	（わ）第2323号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（＜）	（わ）第2323号	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—			
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（＜）	（わ）第2322号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1			
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（＜）	（わ）第2322号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2			
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（＜）	（わ）第2322号	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—			
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（＜）	（わ）第2323号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1			
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（＜）	（わ）第2323号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2			
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（＜）	（わ）第2323号	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—		53,294,653	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2322号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2322号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2322号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2322号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2322号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2322号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（＜）	（わ）第2322号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2323号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2323号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2323号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2323号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	48,394,589		
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2323号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（＜）	（わ）第2323号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6			
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（＜）	（わ）第2323号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—			
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（＜）	（わ）第2322号	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1			
						1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（＜）	（わ）第2322号	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—
						1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（＜）	（わ）第2323号	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1
						1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（＜）	（わ）第2323号	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—

整理番号	届出番号	債権者名	担保権の設定状況						共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい償権額（注）
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号		物件通称	別表	物件番号	校番号	
2	102	株式会社静岡銀行	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（こ）	（わ）第2324号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	13,633,352
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（こ）	（わ）第2324号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（こ）	（わ）第2324号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（こ）	（わ）第2324号	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（こ）	（わ）第2324号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	78,796,153
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（こ）	（わ）第2324号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（こ）	（わ）第2324号	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（こ）	（わ）第2324号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（こ）	（わ）第2324号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	260,068,861
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（こ）	（わ）第2324号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（こ）	（わ）第2324号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（こ）	（わ）第2324号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（こ）	（わ）第2324号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（こ）	（わ）第2324号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（こ）	（わ）第2324号	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（こ）	（わ）第2324号	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（か）	（わ）第2320号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	8,125,663
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（か）	（わ）第2320号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（か）	（わ）第2320号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（か）	（わ）第2320号	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
3	103	株式会社十六銀行	3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（か）	（わ）第2320号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	46,963,580
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（か）	（わ）第2320号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（か）	（わ）第2320号	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい償権額（注）
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号	物件通称	別表	物件番号	校番 号	
3	103	株式会社十六銀行	1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（え）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	458,844,325及び額未定
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（え）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（え）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（え）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（え）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（え）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			1	抵当権	名古屋法務局	令和2年4月24日	25337	1（え）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（か）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	155,004,582
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（か）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（か）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（か）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（か）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（か）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（か）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（か）	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	140,753,016
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（か）	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	
4	104	株式会社三十三銀行	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（し）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	2,299,774
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（し）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（し）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	13,291,917
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（し）	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（し）	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（し）	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（し）	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	43,870,336
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（し）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（し）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（し）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（し）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（し）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（し）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（し）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	39,836,772
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（し）	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（し）	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい債権額（注）				
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号		順位番号	物件通称	別表	物件番号		校番 号			
5	105	瀬戸信用金庫	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（お）	（わ）第2319号	8-1	2	1	7,226,613				
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（お）	（わ）第2319号	8-1	2	2					
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（お）	（わ）第2319号	8-1	2	3					
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（お）	（わ）第2319号	8-2	2	—					
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（お）	（わ）第2319号	8-1	3	1	41,767,374				
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（お）	（わ）第2319号	8-1	3	2					
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（お）	（わ）第2319号	8-2	3	—					
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（お）	（よ）第6125号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	201,105,585及び額未定			
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（お）	（よ）第6125号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2				
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（お）	（よ）第6125号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3				
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（お）	（よ）第6125号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4				
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（お）	（よ）第6125号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5				
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（お）	（よ）第6125号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6				
			1	抵当権	名古屋法務局	令和2年4月24日	25337	1（お）	（よ）第6125号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	—				
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（お）	（わ）第2319号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1		137,854,362		
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（お）	（わ）第2319号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2				
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（お）	（わ）第2319号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3				
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（お）	（わ）第2319号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4				
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（お）	（わ）第2319号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5				
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（お）	（わ）第2319号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6				
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（お）	（わ）第2319号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—				
			1	抵当権	名古屋法務局	令和6年3月29日	22069	1	—	ザ・ファインタワー久屋大通2504号室	8-3	1	—	164,273,263及び額未定			
						1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（お）	（わ）第2319号	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	125,179,636
						1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（お）	（わ）第2319号	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい債権額（注）
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号	物件通称	別表	物件番号	校番 号	
6	106	株式会社三菱UFJ銀行	1	根抵当権	名古屋法務局	平成6年12月21日	45201	1	さくらHills NAGOYA WEST	8-1	1	1	832,917,483及び額未定
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和4年4月28日	20286	5	さくらHills NAGOYA WEST	8-1	1	2	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和4年4月28日	20286	1	さくらHills NAGOYA WEST	8-2	1	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	759,805,838及び額未定
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	1 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	916,600及び額未定
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2 (あ)	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (い)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (い)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (い)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2 (い)	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成28年8月22日	50788	1	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	647,824,709及び額未定
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成13年10月25日	49456	10	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成13年10月25日	49456	1	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和5年3月31日	24396	4	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	462,731,935及び額未定
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和5年3月31日	24396	14	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和5年3月31日	24396	2	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5 (あ)	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	5,297,635及び額未定
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18 (あ)	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3 (あ)	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5 (い)	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18 (い)	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3 (い)	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい債権額（注）
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号	物件通称	別表	物件番号	枝番 号	
6	106	株式会社三菱UFJ銀行	1	根抵当権	名古屋法務局	平成18年4月19日	18843	10	さくらHills YAGOTO 山里駐車場	8-1	4	1	250,809,911及びひ額未定
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成18年4月19日	18843	1	さくらHills YAGOTO 山里駐車場	8-2	4	—	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	764,775,721及びひ額未定
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			1	抵当権	名古屋法務局	令和2年4月24日	25337	1 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	17,484,991及びひ額未定
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2 (あ)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (い)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (い)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (い)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (い)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (い)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (い)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2 (い)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい償権額（注）
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号	物件通称	別表	物件番号	校番 号	
6	106	株式会社三菱UFJ銀行	1	根抵当権	名古屋法務局	令和2年11月27日	55576	1	さくらHills Rokuban Platinum Residence	8-1	6	1	1,341,922,611及び額未定
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和2年11月27日	55576	2	さくらHills Rokuban Platinum Residence	8-1	6	2	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和2年11月27日	55576	2	さくらHills Rokuban Platinum Residence	8-1	6	3	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和2年11月27日	55576	2	さくらHills Rokuban Platinum Residence	8-1	6	4	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和7年7月31日	37112	1	さくらHills Rokuban Platinum Residence	8-2	6	—	15,877,370及び額未定
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1 (あ)	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1 (い)	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1 (あ)	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1 (い)	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (ち)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	490,720
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (ち)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44 (ち)	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2 (ち)	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5 (ち)	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	2,836,193
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18 (ち)	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3 (ち)	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
7	107	株式会社大垣共立銀行	1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	458,779,780及び額未定
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	9,360,932
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			1	抵当権	名古屋法務局	令和2年4月24日	25337	1 (う)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (ち)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (ち)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	8,500,261
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (ち)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (ち)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (ち)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4 (ち)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	93,032,360及び額未定
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2 (ち)	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1 (ち)	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1 (ち)	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	
8	108	愛知県	1	抵当権	名古屋法務局	令和2年9月9日	31534-1	1	りんくう駐車場	8-1	9	1	166,064,005及び額未定
			1	抵当権	名古屋法務局	令和2年9月9日	31534-1	1	りんくう駐車場	8-1	9	2	
			1	抵当権	名古屋法務局	令和2年9月9日	31533-1	1	常滑市りんくう町三丁目土地	8-1	10	1	166,064,005及び額未定

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい債権額（注）	
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号		順位番号	物件通称	別表	物件番号		校番 号
10	110	株式会社商工組合中央金庫	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2329号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	144,100,460
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2329号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2329号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2329号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2329号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2329号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（㊞）	（わ）第2329号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2330号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2330号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2330号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2330号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2330号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2330号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（㊞）	（わ）第2330号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2331号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2331号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2331号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2331号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2331号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（㊞）	（わ）第2331号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6				
2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（㊞）	（わ）第2331号	さくら Hills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—				
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（㊞）	（わ）第2329号	栄三丁目貨店舗	8-1	7	1	130,851,451
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（㊞）	（わ）第2329号	栄三丁目貨店舗	8-2	7	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（㊞）	（わ）第2330号	栄三丁目貨店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（㊞）	（わ）第2330号	栄三丁目貨店舗	8-2	7	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（㊞）	（わ）第2331号	栄三丁目貨店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（㊞）	（わ）第2331号	栄三丁目貨店舗	8-2	7	—	

整理番号	届出番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい償権額（注）
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号	物件通称	別表	物件番号	校番号	
11	111	株式会社百五銀行	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（す）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	3,758,963
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（す）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（す）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（す）	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	21,725,534
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（す）	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（す）	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（す）	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	71,705,720
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（す）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（す）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（す）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（す）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（す）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（す）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（す）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	65,112,890
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（す）	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（す）	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	
12	112	株式会社名古屋銀行	1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43（う）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	200,000,000
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43（う）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43（う）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	1（う）	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	333,805
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（き）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（き）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（き）	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	1,929,278
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（き）	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（き）	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（き）	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	6,367,635
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（き）	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（き）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（き）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（き）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（き）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（き）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	5,782,176
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（き）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（き）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（き）	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	5,782,176
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（き）	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい償権額（注）
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号	順位番号	物件通称	別表	物件番号	校番 号	
13	113	株式会社三井住友銀行	1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43（い）	（や）第6852号	8-1	2	1	300,000,000
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43（い）	（や）第6852号	8-1	2	2	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	43（い）	（や）第6852号	8-1	2	3	
			1	根抵当権	名古屋法務局	平成27年12月28日	79961	1（い）	（や）第6852号	8-2	2	—	4,803,550
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（え）	（わ）第2318号	8-1	2	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（え）	（わ）第2318号	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（え）	（わ）第2318号	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（え）	（わ）第2318号	8-2	2	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（え）	（わ）第2318号	8-1	3	1	27,762,888
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（え）	（わ）第2318号	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（え）	（わ）第2318号	8-2	3	—	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（い）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	611,814,745及び額未定
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（い）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（い）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（い）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（い）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			1	抵当権	名古屋法務局	平成30年6月29日	38534	3（い）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	
			1	抵当権	名古屋法務局	令和2年4月24日	25337	1（い）	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（え）	（わ）第2318号	8-1	5	1	91,632,173
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（え）	（わ）第2318号	8-1	5	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（え）	（わ）第2318号	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（え）	（わ）第2318号	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（え）	（わ）第2318号	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（え）	（わ）第2318号	8-1	5	6	83,207,248
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（え）	（わ）第2318号	8-1	5	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（え）	（わ）第2318号	8-2	5	—	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（え）	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（え）	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—	1,450,000,000
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和5年7月14日	49013	6	栄三丁目駐車場	8-1	8	1	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和5年7月14日	49013	6	栄三丁目駐車場	8-1	8	2	
			1	根抵当権	名古屋法務局	令和5年7月14日	49013	4	栄三丁目駐車場	8-1	8	3	

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の設定状況					共同担保 目録番号	担保権の目的物一覧				新しい債権額（注）	
			現在 順位	権利の種類	法務局	受付年月日	受付番号		順位番号	物件通称	別表	物件番号		校番 号
14	114	株式会社関西みらい銀行	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（さ）	（わ）第2325号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	2,059,804
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（さ）	（わ）第2325号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（さ）	（わ）第2325号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（さ）	（わ）第2325号	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（さ）	（わ）第2325号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	1	11,904,966
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（さ）	（わ）第2325号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（さ）	（わ）第2325号	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（さ）	（わ）第2325号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（さ）	（わ）第2325号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	39,292,668
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（さ）	（わ）第2325号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（さ）	（わ）第2325号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（さ）	（わ）第2325号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（さ）	（わ）第2325号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	35,679,987
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（さ）	（わ）第2325号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（さ）	（わ）第2325号	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1				
1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（さ）	（わ）第2325号	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—				
15	115	株式会社みずほ銀行	2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（う）	（わ）第2317号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	1	833,667
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（う）	（わ）第2317号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	2	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	44（う）	（わ）第2317号	TOSHIN HONMACHIビル	8-1	2	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（う）	（わ）第2317号	TOSHIN HONMACHIビル	8-2	2	—	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	5（う）	（わ）第2317号	TOSHIN SAKAEビル	9-1	3	1	4,818,314
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	18（う）	（わ）第2317号	TOSHIN SAKAEビル	8-1	3	2	
			3	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	3（う）	（わ）第2317号	TOSHIN SAKAEビル	8-2	3	—	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（う）	（わ）第2317号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	1	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（う）	（わ）第2317号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	2	15,902,978
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（う）	（わ）第2317号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	3	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（う）	（わ）第2317号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	4	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（う）	（わ）第2317号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	5	
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	4（う）	（わ）第2317号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-1	5	6	14,440,812
			2	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	2（う）	（わ）第2317号	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	8-2	5	—	
1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（う）	（わ）第2317号	栄三丁目貸店舗	8-1	7	1				
1	根抵当権	名古屋法務局	令和8年2月19日	11156	1（う）	（わ）第2317号	栄三丁目貸店舗	8-2	7	—				

（注）「額未定」とされている「新しい償権額」は、更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに発生した遅延損害金の金額が確定することにより、具体的な金額が定まる。

存続する担保権一覧表
(預金)

整理 番号	届出 番号	債権者名	担保権の種類	銀行名	支店名	種類	口座番号	明細番号	名義人	新しい債権額
1	102	株式会社静岡銀行	根質権	株式会社静岡銀行	名古屋支店	定期預金	0178608	—	株式会社トーションホールディングス	24,038,153
2	106	株式会社三菱UFJ銀行	質権	株式会社三菱UFJ銀行	高畑支店	定期預金	0034237	00005	株式会社トーションホールディングス	20,007,239
3	106	株式会社三菱UFJ銀行	質権	株式会社三菱UFJ銀行	高畑支店	定期預金	0034237	00006	株式会社トーションホールディングス	20,007,239
4	106	株式会社三菱UFJ銀行	質権	株式会社三菱UFJ銀行	高畑支店	定期預金	0034237	00007	株式会社トーションホールディングス	20,007,239
5	106	株式会社三菱UFJ銀行	質権	株式会社三菱UFJ銀行	高畑支店	定期預金	0034237	00008	株式会社トーションホールディングス	20,007,239
6	106	株式会社三菱UFJ銀行	質権	株式会社三菱UFJ銀行	高畑支店	定期預金	0034237	00009	株式会社トーションホールディングス	20,007,239
7	106	株式会社三菱UFJ銀行	質権	株式会社三菱UFJ銀行	高畑支店	定期預金	0034237	00010	株式会社トーションホールディングス	20,007,239
8	106	株式会社三菱UFJ銀行	質権	株式会社三菱UFJ銀行	高畑支店	定期預金	0034237	00012	株式会社トーションホールディングス	15,018,758

担保権の目的物一覧表 (土地)

物件番号	物件通称	枝番号	所在	地番	地目	地積	権利の種類	所有者
1	さくらHills NAGOYA WEST	1	名古屋市中川区八田町	106番1	宅地	361.67㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		2	名古屋市中川区八田町	107番1	宅地	209.75㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
2	TOSHIN HONMACHIビル	1	名古屋市中区栄二丁目	410番1	宅地	247.04㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		2	名古屋市中区栄二丁目	410番2	宅地	118.98㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		3	名古屋市中区栄二丁目	410番3	宅地	42.41㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
3	TOSHIN SAKAEビル	1	名古屋市中区栄三丁目	409番	宅地	166.47㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		2	名古屋市中区栄三丁目	410番	宅地	419.47㎡	所有権 (共有)	株式会社トーシンホールディングス
4	さくらHills YAGOTO 山里駐車場	1	名古屋市昭和区山里町	109番	宅地	899.78㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
5	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	1	名古屋市中区錦二丁目	1229番	宅地	191.73㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		2	名古屋市中区錦二丁目	1230番1	宅地	195.73㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		3	名古屋市中区錦二丁目	1230番2	宅地	97.96㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		4	名古屋市中区錦二丁目	1231番1	宅地	171.83㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		5	名古屋市中区錦二丁目	1231番2	宅地	90.94㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		6	名古屋市中区錦二丁目	1232番	宅地	259.90㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
6	さくらHills Rokuban Platinum Residence 山里	1	名古屋市熱田区六番二丁目	109番	宅地	548.04㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		2	名古屋市熱田区六番二丁目	118番	宅地	20.55㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		3	名古屋市熱田区六番二丁目	119番	宅地	66.02㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		4	名古屋市熱田区六番二丁目	120番	宅地	92.65㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
7	栄三丁目貸店舗	1	名古屋市中区栄三丁目	411番3	宅地	214.07㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
8	栄三丁目駐車場	1	名古屋市中区栄三丁目	1224番	宅地	149.09㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		2	名古屋市中区栄三丁目	1225番1	宅地	243.37㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		3	名古屋市中区栄三丁目	1225番2	宅地	198.35㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
9	りんくう駐車場	1	常滑市りんくう町二丁目	6番22	宅地	563.99㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
		2	常滑市りんくう町三丁目	2番9	宅地	1554.00㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス
10	常滑市りんくう町三丁目土地	1	常滑市りんくう町三丁目	11番8	宅地	3476.44㎡	所有権	株式会社トーシンホールディングス

担保権の目的物一覧表
(建物)

物件番号	物件通称	所在	家屋番号	種類	種類	床面積	
	さくらHills NAGOYA WEST	名古屋市中区八田町 106番地1、107番地1	106番1	共同住宅・ 車庫・駐輪場	鉄筋コンクリート造陸屋根 12階建	1階 249.14㎡ 2階 183.44㎡ 3階 183.44㎡ 4階 183.44㎡ 5階 183.44㎡	6階 183.44㎡ 7階 183.44㎡ 8階 183.44㎡ 9階 183.44㎡ 10階 183.44㎡
1							11階 183.44㎡ 12階 183.44㎡
	TOSHIN HONMACHIビル	名古屋市中区栄二丁目 410番地1、410番地2、410番地3	410番1	事務所・駐車場	鉄骨造陸屋根 10階建	1階 331.24㎡ 2階 331.24㎡ 3階 336.84㎡ 4階 336.84㎡ 5階 336.84㎡	6階 336.84㎡ 7階 336.84㎡ 8階 336.84㎡ 9階 336.84㎡ 10階 336.84㎡
2							
	TOSHIN SAKAEビル	名古屋市中区栄三丁目 409番地、410番地	409番	事務所・店舗	鉄骨造陸屋根 11階建	1階 220.40㎡ 2階 220.40㎡ 3階 195.66㎡ 4階 195.66㎡ 5階 195.66㎡	6階 195.66㎡ 7階 195.66㎡ 8階 195.66㎡ 9階 195.66㎡ 10階 195.66㎡
3							11階 179.00㎡
	さくらHills YAGOTO	名古屋市昭和区山里町 109番地	109番	共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィング葺 4階建	1階 677.36㎡ 2階 438.53㎡ 3階 419.31㎡ 4階 419.31㎡	
4							
	さくらHills NISHIKI Platinum Residence	名古屋市中区錦二丁目 1230番地1、1229番地、1230番地2、 1231番地1、1231番地2、1232番地	1230番1	共同住宅・ 店舗・駐車場・ 駐輪場	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 地下1階付14階建	1階 752.99㎡ 2階 775.83㎡ 3階 468.91㎡ 4階 468.91㎡ 5階 468.91㎡	6階 468.91㎡ 7階 468.91㎡ 8階 468.91㎡ 9階 484.03㎡ 10階 484.03㎡
5							11階 484.03㎡ 12階 484.03㎡ 13階 489.25㎡ 14階 489.25㎡ 地下1階 496.05㎡
	さくらHills Rokuban Platinum Residence	名古屋市熱田区六番二丁目 109番地、118番地、119番地、120番地	109番	共同住宅・ 駐車場・店舗	鉄筋コンクリート造陸屋根 13階建	1階 467.74㎡ 2階 278.14㎡ 3階 278.14㎡ 4階 278.14㎡ 5階 278.14㎡	6階 278.14㎡ 7階 278.14㎡ 8階 278.14㎡ 9階 278.14㎡ 10階 278.14㎡
6							11階 278.14㎡ 12階 278.14㎡ 13階 278.14㎡
	栄三丁目貸店舗	名古屋市中区栄三丁目 411番地3	411番3の1	店舗	鉄骨造アルミニウム亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階 174.79㎡ 2階 182.25㎡	
7							

担保権の目的物一覧表
(区分所有建物)

物件番号	物件通称	一棟の建物の表示				専有部分の建物の表示				敷地権の目的たる土地の表示				敷地権の表示					
		所在	建物の名称	構造	床面積	構造	床面積	建物名称	種類	床面積	所在地番	地目	地積	権利の種類	敷地権の割合				
1	ザ・ファインタワー入居大通 2109番地1	名古屋市中区丸の内三丁目 2109番地1	ザ・ファインタワー入居大通 25階建	鉄筋コンクリート造陸屋根 25階建	1階	517.89㎡	14階	629.27㎡	鉄筋コンクリート1階建	2504	住宅	2504	25階部分	91.31㎡	名古屋市中区丸の内三丁目 2109番1	宅地	1557.03㎡	所有権	116万7900分の9448
					2階	629.47㎡	15階	629.27㎡											
					3階	629.47㎡	16階	629.27㎡											
					4階	629.47㎡	17階	629.27㎡											
					5階	629.47㎡	18階	629.27㎡											
					6階	629.47㎡	19階	629.27㎡											
					7階	629.47㎡	20階	629.27㎡											
					8階	629.47㎡	21階	629.27㎡											
					9階	629.47㎡	22階	629.27㎡											
					10階	629.47㎡	23階	629.27㎡											
					11階	629.47㎡	24階	629.52㎡											
					12階	629.27㎡	25階	629.52㎡											
						13階	629.27㎡												

未確定更生担保権一覧表

整理 番号	届出 番号	債権者名	届出債権額 (単位：円)	認否		一般更生債権として認めている額 (単位：円)	備考
				認める額 (単位：円)	認めない額 (単位：円)		
1	101	株式会社あいち銀行	201,843,909	120,630,373	81,213,536	56,151,398	
			額未定	0	額未定	額未定	
2	102	株式会社静岡銀行	1,031,834,516	612,693,903	419,140,613	0	
			額未定	0	額未定	0	
3	103	株式会社十六銀行	1,039,823,656	809,691,166	230,132,490	230,132,490	
			額未定	額未定	額未定	額未定	
4	104	株式会社三十三銀行	168,500,806	99,298,799	69,202,007	69,202,007	
			額未定	0	額未定	額未定	
5	105	瀬戸信用金庫	765,725,477	677,406,833	88,318,644	88,318,644	
			額未定	額未定	額未定	額未定	
6	107	株式会社大垣共立銀行	493,243,618	479,967,886	13,275,732	13,275,732	
			額未定	額未定	額未定	額未定	
7	108	愛知県	259,096,365	259,097,392	0	0	利息請求権に対する開始後利息は、債権 不存在のため認めない。
			額未定	額未定	額未定	0	
8	109	株式会社りそな銀行	288,756,882	176,847,088	111,909,794	111,909,794	
			額未定	0	額未定	額未定	
9	110	株式会社商工組合中央金庫	557,756,943	326,165,786	231,591,157	231,591,157	
			額未定	0	額未定	額未定	
10	111	株式会社百五銀行	274,210,167	162,303,107	111,907,060	111,907,060	
			額未定	0	額未定	額未定	
11	112	株式会社名古屋銀行	549,494,856	214,412,894	335,081,962	335,081,962	
			額未定	0	額未定	額未定	
12	113	株式会社三井住友銀行	2,753,111,929	2,569,220,604	183,891,325	181,119,333	
			額未定	額未定	額未定	額未定	
13	114	株式会社関西西みらい銀行	557,913,493	88,937,425	468,976,068	468,976,068	
			額未定	0	額未定	額未定	
14	115	株式会社みずほ銀行	64,106,452	35,995,771	28,110,681	28,110,681	
			額未定	0	額未定	額未定	

未確定一般更生債権一覧表

整理 番号	届出 番号	債権者名	届出債権額 (単位：円)	認否		備考
				認める額 (単位：円)	認めない額 (単位：円)	
1	203	金子佳裕	3,637,141	0	3,637,141	訴訟係属中
			額未定	0	額未定	
2	204	都筑守	3,380,000	0	3,380,000	訴訟係属中
			額未定	0	額未定	
3	208	株式会社トーシンモバイル	984,007,118	0	984,007,118	債権不存在
4	209	トーシンコーポレーション株式会社	300,337,147	300,170,501	166,646	債権不存在
5	211	株式会社ジェット	20,790,965	0	20,790,965	一部 (3,402,542円) は共益債権として認め、更生債権としては認めない。残余 (17,388,423円) は債権不存在
6	212	石田ゆかり	11,000,000	0	11,000,000	債権不存在
7	224	株式会社三井住友銀行	183,891,325	181,119,333	2,771,992	債権不存在
			額未定	額未定	0	

弁済した更生債権等一覧表

項目	件数	弁済額
少額債権のうち弁済済みのもの	208	63,957,081
少額債権のうち未払いのもの	1,836	3,305,540
少額債権のうち弁済期が未到来のもの（注）	4,798	35,523,260及び額未定
合計	6,842	102,785,881及び額未定

（注） 敷金等返還請求権及び単元未満株式買取請求権

共益債権支払実績及び未払残高表

項目	自 令和8年5月9日 至 令和8年7月31日	令和8年7月31日 未払残高
仕入	1,505,798	229,471
人件費	36,915,983	8,466,021
諸経費	82,959,793	32,864,549
リース債務	4,253,143	76,706,106
借入債務	155,250,000	44,750,000
諸税	72,025,593	7,780,975
銀行手数料	5,851,434	0
更生手続に関するその他支出	82,478,378	45,230,781
合計	441,240,122	216,027,903

定款変更表

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当会社は、株式会社トーシンホールディングスと称し、英文では TOSHIN HOLDINGS CO., LTD と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、株式会社トーシンホールディングスと称し、英文では TOSHIN HOLDINGS CO., LTD と表示する。
(目的) 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。 (1) 舗装工事の設計、監理、施工 (2) 防水工事の設計、監理、施工 (3) 土木建築用資材の販売 (4) 損害保険代理業 (5) 広告代理店業 (6) 労働者派遣事業 (7) 不動産賃貸業 (8) 宅地建物取引業 (9) 古物売買並びにその受託販売 (10) 飲食店業 (11) 物品のリース業 (12) オフィスコンピューター、コピーマシン、ファクシミリ、ワードプロセッサ、レジスター等事務用機器の販売及び移動体通信機器の販売及び取次 (13) コンピューターソフトの開発及び販売 (14) インターネット接続代行業 (15) 通信システムによる情報提供サービス (16) 宅地の造成開発及び分譲 (17) ビル・マンション及び事務所・住宅等の企画、設計、施工及び分譲 (18) 書籍等の販売 (19) 特定目的会社、特別目的会社に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買 (20) 不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買	(目的) 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。 (1) 舗装工事の設計、監理、施工 (2) 防水工事の設計、監理、施工 (3) 土木建築用資材の販売 (4) 損害保険代理業 (5) 広告代理店業 (6) 労働者派遣事業 (7) 不動産賃貸業 (8) 宅地建物取引業 (9) 古物売買並びにその受託販売 (10) 飲食店業 (11) 物品のリース業 (12) オフィスコンピューター、コピーマシン、ファクシミリ、ワードプロセッサ、レジスター等事務用機器の販売及び移動体通信機器の販売及び取次 (13) コンピューターソフトの開発及び販売 (14) インターネット接続代行業 (15) 通信システムによる情報提供サービス (16) 宅地の造成開発及び分譲 (17) ビル・マンション及び事務所・住宅等の企画、設計、施工及び分譲 (18) 書籍等の販売 (19) 特定目的会社、特別目的会社に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買 (20) 不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(21) 不動産の取得、保有、管理及び売買 (22) 信託受益権の取得、保有、管理及び売買 (23) ゴルフ場の運営及び管理 (24) ホテルの運営及び管理 (25) 飲食喫茶及びゴルフ用品販売店の経営 (26) 飲料水、酒類、みやげ物の販売 (27) ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換等に関する業務 (28) 温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営 (29) 寮、社宅、保養所、研修所、宿舎等の運営及び管理 (30) 出版物の発行及び管理 (31) 衣料品、アクセサリーの企画、デザイン、製造並びに販売 (32) 意匠登録、商標登録等の知的所有権の権利使用料を得る権利行使業務 (33) 再生可能エネルギーによる電気の供給に関する事業 (34) 前各号に付帯関連する一切の事業	(21) 不動産の取得、保有、管理及び売買 (22) 信託受益権の取得、保有、管理及び売買 (23) ゴルフ場の運営及び管理 (24) ホテルの運営及び管理 (25) 飲食喫茶及びゴルフ用品販売店の経営 (26) 飲料水、酒類、みやげ物の販売 (27) ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換等に関する業務 (28) 温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営 (29) 寮、社宅、保養所、研修所、宿舎等の運営及び管理 (30) 出版物の発行及び管理 (31) 衣料品、アクセサリーの企画、デザイン、製造並びに販売 (32) 意匠登録、商標登録等の知的所有権の権利使用料を得る権利行使業務 (33) 再生可能エネルギーによる電気の供給に関する事業 (34) 前各号に付帯関連する一切の事業
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子広告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子 <u>公告</u> によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案				
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>25,500,000株とする。</u>	第2章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>25,500,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <table> <tr> <td>普通株式</td><td>25,500,000株</td></tr> <tr> <td>A種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> </table>	普通株式	25,500,000株	A種類株式	10,000,000株
普通株式	25,500,000株				
A種類株式	10,000,000株				
(単元株制度) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株制度) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種類株式につき100株とする。</u>				
(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利				
(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の<u>普通株式を有する株主</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。				
(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。				

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(新設)	<u>第2章の2 種類株式</u> <u>(剰余金の配当)</u> <u>第11条の2 当社は、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。</u>
(新設)	<u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種登録株式質権者に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行う。</u>
(新設)	<u>(議決権)</u> <u>第11条の4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。</u>
(新設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第11条の5 当社は、A種種類株式について、会社法第322条第1項各号に掲げる行為のほか、同第199条第4項、同第200条第4項、同第238条第4項、同第239条第4</u>

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
	<u>項、同第795条第4項、同816条の3第3項等の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。</u> 2. <u>第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 3. <u>第14条、第15条第1項、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 4. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
(新設)	<u>(株式の併合又は分割及び株主割当て等)</u> <u>第11条の6 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。</u> 2. <u>当会社は、株主に株式無償割当て又新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。</u> 3. <u>当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。</u>

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(新設)</u>	<u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第11条の7 当社は、A種種類株式について、次に掲げる事由が生じた場合、当社が定める日に、A種種類株主がA種種類株式を取得するために払い込んだ金額（以下「払込金額」という。）と同額の金銭の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。</u> <u>(1) 当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合</u> <u>(2) 当社の普通株式の上場廃止が決定された場合</u> <u>(3) 裁判所の許可を得て当社が決定した場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(普通株式を対価とする取得条項)</u> <u>第11条の8 当社は、A種種類株式について、いつでも、裁判所の許可を得て、当社が定める日に、次に定める条件で、当社の普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。</u> <u>A種種類株式の転換の条件は以下のとおりとする（普通株式又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）。</u> <u>(1) A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> <u>払込金額の総額を転換価額で除した数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をA種種類株主に交付するものとす</u>

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
	<u>る。)</u>。 (2) <u>転換価額</u> <u>当初転換価額は、A種種類株式1株</u> <u>当たりの払込金額と同額とする。</u> (3) <u>転換価額の調整</u> <u>毎年4月末日及び10月末日を転換</u> <u>価額修正日とし、転換価額は、転</u> <u>換価額修正日に先立つ45取引日目</u> <u>に始まる連続する30取引日の東京</u> <u>証券取引所における当会社の普通</u> <u>株式の毎日の終値の単純平均値</u> <u>(終値のない日数を除く。円単位</u> <u>未満小数第1位まで算出し、その</u> <u>小数点以下第1位を切り捨て</u> <u>る。)</u>に修正される。ただし、<u>転</u> <u>換価額は、130円から600円の範囲</u> <u>内でのみ調整されるものとする</u> <u>(普通株式また又はA種種類株式</u> <u>につき、株式の分割、株式の無償</u> <u>割当て、株式の併合また又はこれ</u> <u>らに類する事由があつた場合に</u> <u>は、転換価額の範囲も適切に調整</u> <u>される。)</u>。
(新設)	<u>(強制取得条項)</u> <u>第11条の9 当会社は、A種種類株式につい</u> <u>て、発行日から15年が経過し</u> <u>た場合、当該経過時点から6か</u> <u>月以内の日で当会社が定める</u> <u>日に、分配可能額を限度とし</u> <u>て、A種種類株主の払込金額と</u> <u>同額の金銭の交付と引換え</u> <u>に、その全部を取得するもの</u> <u>とする。金銭を対価としてA種</u> <u>種類株式の全部を取得するこ</u> <u>とができないときは、当会社</u> <u>が定める合理的な方法によっ</u> <u>て、A種種類株主から金銭を対</u> <u>価として取得すべき当該A種種</u> <u>類株式の数を決定するものと</u> <u>し、残りのA種種類株式につい</u> <u>ては、前条に定める条件で、</u> <u>当会社の普通株式を対価とし</u> <u>て、当該A種種類株式の全部を</u> <u>取得する。</u>
(新設)	<u>(譲渡制限)</u> <u>第11条の10 A種種類株式を譲渡により取</u> <u>得するには、当会社の取締役</u> <u>会の承認を要する。</u>

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(会社更生手続における特則) 第11条の11 本定款第11条の2乃至第11条の10の規定に定める当会社の決定事項は、当会社に係る更生手続（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）が係属している期間においては、同更生手続の管財人が決定する。但し、会社更生法第72条第4項に定める裁判所の決定がされた場合には、当会社の取締役会決議により決定する。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。	(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は8名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は10名以内とする。
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長<u>または</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長<u>又は</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。
(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで監査役会を開催することができる。	(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の<u>手続</u>を経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(報酬等) 第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する事ができる。 2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する事ができる。 2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。
第6章 会計監査人 (選任方法) 第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。	第6章 会計監査人 (選任方法) 第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(任期) 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(会計監査人の責任免除) 第37条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。	(会計監査人の責任免除) 第37条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。
(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年 <u>5月1日から翌年4月30日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年 <u>11月1日から翌年10月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。	(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。
(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
附則 第1条 <u>変更前定款第17条の規定の削除および変更後定款第17条の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の</u>	附則 (削除)

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> 3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(定款の効力発生日)</u> 第1条 <u>この定款中変更に係る部分は更生計認可決定日から効力を生じるものとする。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(取締役、監査役及び会計監査人の選任及び任期並びに代表取締役の選定に関する特則)</u> 第2条 <u>当会社の更生手続中は、取締役、監査役及び会計監査人の選任及び任期については、定款第19条、第20条、第28条、第29条、第35条及び第36条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節（役員の選任等）の定めが優先する。</u> 2. <u>当会社の更生手続中は、代表取締役の選定については、定款第21条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節（役員の選任等）の定めが優先する。</u> 3. <u>更生計画第9章・第4節・第4又は同第5の規定に基づき、管財人が、取締役、監査役及び会計監査人の選任方法を会社法309条1項の株主総会の普通決議の方法とすることについては、定款第19条、第28条及び第35条の規定に基づき、取締役、監査役及び会計監査人を選任する。</u>

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役及び代表取締役並びに監査役の報酬等に関する特則) 第3条 当会社の更生手続中は、取締役及び代表取締役並びに監査役の報酬等については、定款第25条及び第33条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節(役員の選任等)の定めが優先する。
(新設)	(事業年度の特則) 第4条 定款第38条の規定にかかわらず、令和8年5月9日(更生手続開始決定日の翌日)に始まる事業年度は、更生計画認可決定日をもって終了し、その翌日から始まる事業年度は、同日以降最初に到来する10月31日をもって終了する。 2. 更生計画認可決定日の翌日から始まる事業年度においては、定款12条は適用しない。